

修正案	現行
<b>第1章 総 則</b>  <b>第1節 県土の保全</b>	<b>第1章 総 則</b>  <b>第1節 県土の保全</b>
1 治水 <資料編8-3 河川法一・二級河川一覧表>	1 治水
3 海岸 本県の海岸線の総延長は河川の河口部を含め約534kmで、このうち海岸保全施設を整備する必要があるものは、約302kmである。 <資料編8-5 海岸法 海岸保全区域一覧表>	3 海岸 本県の海岸線の総延長は約534kmで、このうち海岸保全施設を整備する必要があるものは、約302kmである。 <資料編8-3 河川法一・二級河川一覧表>
<b>第2章 災害予防計画</b>  <b>第1節 防災意識の向上</b>	<b>第2章 災害予防計画</b>  <b>第1節 防災意識の向上</b>
3 防災広報の充実（全庁、市町村） （1）広報すべき内容 ア 災害時の心得 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。 （ア） <u>避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明</u> （イ） <u>食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備</u> （ウ） <u>医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄</u> （エ） <u>「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</u> （オ）（略） （カ）（略）	3 防災広報の充実（全庁、市町村） （1）広報すべき内容 ア 災害時の心得 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。 （ア） <u>警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明</u> （イ） <u>避難する場合の携帯品</u> （新設） （新設） （ウ）（略） （エ）（略）

修正案	現行
<p>(2) 実施方法</p> <p>カ 学校教育 児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。 学校においては、<u>地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。</u></p> <p>キ <u>西部防災センターの活用</u> センターの<u>VRなどの体験施設等を通じて</u>、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。</p> <p>ク <u>消防学校</u> <u>県民や自主防災組織、企業などを対象に実践的な訓練・研修を行い、防災力の向上を図る。</u></p> <p>ケ <u>インターネットの活用</u> <u>ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及啓発を図る。</u></p> <p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援（略） 県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成や、消防学校において、<u>地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に実践的な訓練・研修を実施する</u>など、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織（略） また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、<u>県及び千葉市は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。</u></p>	<p>(2) 実施方法</p> <p>カ 学校教育 児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。 学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。</p> <p>キ <u>防災センターの活用</u> センターの<u>展示を利用し</u>、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>ク <u>インターネットの活用</u> <u>ホームページ等を活用し</u>、防災知識の普及を図る。</p> <p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援（略） 県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を<u>促進する</u>など、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織（略） また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、<u>県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。</u></p>

修正案	現行
<p>5 防災訓練の充実 (2) 市町村 災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、<u>NPO・ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。</u> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 土砂災害予防対策</b></p> <p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、<u>市町村</u>） (2) 警戒避難体制の整備等 イ 市町村は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生危険が予想されたときは、体制の強化を図り、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>などの土砂災害発生切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、<u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>を発令する。 (略) また、市町村は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、<u>県は災害発生危険が高まった場合、市町村に対して避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、</u>平時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。</p> <p>エ 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 <u>また、市町村は、気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。</u></p> <p>4 県土保全事業の推進</p>	<p>5 防災訓練の充実 (2) 市町村 災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、<u>ボランティア（NPO）組織及び教育機関等</u>と連携し、防災訓練を実施する。 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 土砂災害予防対策</b></p> <p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部、県土整備部、警察本部） (2) 警戒避難体制の整備等 イ 市町村は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生危険が予想されたときは、体制の強化を図り、<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>などの土砂災害発生切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、<u>的確に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等</u>を発令する。 (略) また、市町村は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、<u>県は災害発生危険が高まった場合、市町村に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、</u>平時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。</p> <p>エ 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 (新設)</p> <p>4 県土保全事業の推進</p>

修正案	現行												
<p>(5) 宅地造成地災害対策 イ 宅地造成工事の指導 県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。 (ア) 災害危険区域（建築基準法第 39 条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第 3 条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第 9 条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第 3 条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</p> <p>(7) ため池等防災事業 県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、<u>(削除)「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</u> <u>また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。</u></p>	<p>(5) 宅地造成地災害対策 イ 宅地造成工事の指導 県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。 (ア) 災害危険区域（建築基準法第 39 条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第 3 条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第 8 条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第 3 条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</p> <p>(7) ため池等防災事業 老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、<u>県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</u></p>												
<p><b>第 4 節 風害予防対策</b></p>	<p><b>第 4 節 風害予防対策</b></p>												
<p>1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） (1) 気象情報の確認</p>	<p>1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） (1) 気象情報の確認</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 919 293 986">気象情報</th> <th data-bbox="293 919 1050 986">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 989 293 1209">予告的な気象情報</td> <td data-bbox="293 989 1050 1209">低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1212 293 1286">雷注意報</td> <td data-bbox="293 1212 1050 1286">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	気象情報	内 容	予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。	雷注意報	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 919 1281 986">気象情報</th> <th data-bbox="1281 919 2060 986">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 989 1281 1209">予告的な気象情報</td> <td data-bbox="1281 989 2060 1209">低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1212 1281 1286">雷注意報</td> <td data-bbox="1281 1212 2060 1286">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	気象情報	内 容	予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。	雷注意報	(略)
気象情報	内 容												
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。												
雷注意報	(略)												
気象情報	内 容												
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。												
雷注意報	(略)												

修正案		現行	
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	竜巻注意情報	<p>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</p> <p>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p>
竜巻発生確度ナウキャスト	(略)	竜巻発生確度ナウキャスト	(略)
<p>2 農作物等の風害防止対策（農林水産部）</p> <p>台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。</p> <p>(1) <u>多目的防災網の設置</u></p> <p><u>多目的防災網は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥など多目的な効果が得られる。</u></p> <p><u>強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。</u></p> <p>(2) <u>防風林の設置</u></p> <p>(略)</p> <p>防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、<u>カシ類</u>、<u>シイ類</u>、ヤブツバ</p>		<p>2 農作物等の風害防止対策（農林水産部）</p> <p>台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。</p> <p>(1) <u>風害の恒久的対策</u></p> <p><u>ア 防風林の設置</u></p> <p>(略)</p> <p>防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、<u>シラカシ</u>、<u>エンジュ</u>、</p>	

修正案	現行
<p>キ、マサキ、<u>(削除)</u>などがある。</p> <p>(3) 防風垣の設置</p> <p>ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。</p> <p>イ 幅員及び高さ            一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>ヤブツバキ、マサキ、<u>アオキ</u>などがある。</p> <p>イ 防風垣の設置</p> <p><u>(ア)</u> 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。</p> <p><u>(イ)</u> 幅員及び高さ            一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。</p> <div data-bbox="1321 510 1960 758" data-label="Figure"> </div> <p style="text-align: center;">垣高倍数</p> <p style="text-align: center;">防風しょうによる風速分布断面図 (白鳥基準風速を100とする)</p> <p>ウ 多目的防災網の設置</p> <p>果樹は、<u>風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。</u></p> <p><u>この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。</u></p> <p><u>強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。</u></p>
<p>第5節 雪害予防対策</p> <p>2 農作物等の雪害防止対策 (農林水産部)            (略)            (1) 野菜について</p>	<p>第5節 雪害予防対策</p> <p>2 農作物等の雪害防止対策 (農林水産部)            (略)            (1) 野菜について</p>

修正案	現行
<p>ア 事前対策  (イ) ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪に努める。</p> <p>(2) 果樹について  ア 事前対策  (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)  (削除)</p> <p>イ 事後対策  (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、<u>くん炭</u>等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。</p> <p>(3) 花きについて  ア 事前対策  (ウ) <u>暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調整を行う。</u></p>	<p>ア 事前対策  (イ) ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に<u>注意する</u>と同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。</p> <p>(2) 果樹について  ア 事前対策  (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)  <u>また「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。</u>  <u>また、幼木の被覆は1樹1束とする。</u></p> <p>イ 事後対策  (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、<u>灰</u>等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。</p> <p>(3) 花きについて  ア 事前対策  (ウ) <u>ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。</u></p>
<p><b>第6節 火災予防対策</b></p>	<p><b>第6節 火災予防対策</b></p>
<p>1 火災予防に係る立入検査 (防災危機管理部、<u>市町村</u>)</p>	<p>1 火災予防に係る立入検査 (防災危機管理部)</p>
<p>3 火災予防についての啓発 (防災危機管理部、<u>市町村</u>)</p>	<p>3 火災予防についての啓発 (防災危機管理部)</p>
<p><b>第7節 消防計画</b></p>	<p><b>第7節 消防計画</b></p>
<p>1 消防体制・施設の強化 (防災危機管理部、<u>市町村</u>)</p>	<p>1 消防体制・施設の強化 (防災危機管理部・<u>市町村</u>)</p>

修正案	現行
<p>2 消防職員、団員等の教育訓練 消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。 <u>(削除)</u></p> <p>(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練</p> <p>ア 消防職員 (エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為<u>追加講習、水難救助科、高度救助科</u>）</p> <p>イ 消防団員 (エ) 特別教育（<u>(削除)、訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育</u>）</p>	<p>2 消防職員、団員等の教育訓練 消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。 <u>なお、市原市に新たに整備する消防学校については、訓練機能を大幅に強化し、あらゆる災害に対応できる高い能力を持った消防職・団員の育成を目指すものとする。</u></p> <p>(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練</p> <p>ア 消防職員 (エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習）</p> <p>イ 消防団員 (エ) 特別教育（<u>指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育</u>）</p>
<p>5 消防思想の普及（防災危機管理部） (4) 各種講習会等を開催する。</p>	<p>5 消防思想の普及（防災危機管理部） (4) 各種講習会等を開催する</p>
<p style="text-align: center;"><b>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</b></p>
<p>1 <u>避難行動要支援者への対応</u>（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>2 <u>要配慮者全般への対応</u>（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (4) 避難施設等の整備及び周知 市町村は、避難所内の要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、<u>(削除) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施する</u>とともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。（略）</p>	<p>1 <u>避難行動要支援者に対する対応</u>（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>2 <u>要配慮者全般に対する対応</u>（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (4) 避難施設等の整備及び周知 市町村は、避難所内の要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、<u>一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。</u>（略）</p>
<p>4 <u>外国人への対応</u>（総合企画部、防災危機管理部、市町村） (2) <u>外国人への対応</u></p>	<p>4 <u>外国人に対する対策</u>（総合企画部、防災危機管理部、市町村） (2) <u>外国人に対する対応</u></p>



修正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第9節 情報連絡体制の整備</b></p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>(ア) 無線設備設置機関  県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関 <u>258</u>機関に無線設備を設置している。</p> <p>(4) 防災情報システムの整備  県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。</p> <p>ア 防災情報システムの概要  (略)  県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係 <u>129</u>機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。(略)</p> <p>イ 防災情報システムの機能概要  (ア) 被害情報処理機能（削除）  (カ) 県民への情報発信機能  多言語に対応した防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を提供する。  また、<u>(削除)</u>「ちば防災メール」の登録者に対し、防災に関する各種情報を発信する。  <u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 情報連絡体制の整備</b></p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>(ア) 無線設備設置機関  県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関 <u>255</u>機関に無線設備を設置している。</p> <p>(4) 防災情報システムの整備  県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。</p> <p>ア 防災情報システムの概要  (略)  県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係 <u>130</u>機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。(略)</p> <p>イ 防災情報システムの機能概要  (ア) 被害情報処理機能（<u>防災情報システム</u>）  (カ) 県民への情報発信機能  防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を発信する。  また、<u>希望者あてに</u>「ちば防災メール」を配信し、防災に関する各種情報を発信する。</p> <p>ウ <u>防災情報システムの改良</u>  <u>県は、これまでの防災情報システムの運用実績、東日本大震災における災害対策本部の活動を通じて得られた教訓、県民の要望及び情報通信関係技</u></p>

修正案					現行																																
<p>2 市町村における災害通信施設の整備            (1) 市町村防災行政無線等の整備状況            (平成 31 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>整備済</th> <th>未整備</th> <th>整備率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災行政無線</td> <td>同報系</td> <td>54</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>移動系</td> <td>46</td> <td>8</td> <td>85.2</td> </tr> </tbody> </table>					区 分		整備済	未整備	整備率(%)	防災行政無線	同報系	54	0	100	移動系	46	8	85.2	<p>術の開発動向を見据え、システムの全面改修に向けた検討を行う。            また、全面改修までの間は、現行のシステムについて機能の充実を目指し、  <u>可能な範囲での改良を継続的に実施していく。</u></p> <p>2 市町村における災害通信施設の整備            (1) 市町村防災行政無線等の整備状況            (平成 28 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>整備済</th> <th>未整備</th> <th>整備率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災行政無線</td> <td>同報系</td> <td>54</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>移動系</td> <td>45</td> <td>9</td> <td>83.3</td> </tr> </tbody> </table>					区 分		整備済	未整備	整備率(%)	防災行政無線	同報系	54	0	100	移動系	45	9	83.3
区 分		整備済	未整備	整備率(%)																																	
防災行政無線	同報系	54	0	100																																	
	移動系	46	8	85.2																																	
区 分		整備済	未整備	整備率(%)																																	
防災行政無線	同報系	54	0	100																																	
	移動系	45	9	83.3																																	
<p>6 KDD I (株) における電気通信サービス施設の整備            KDD I (株) では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保            できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通            信設備の防災設計を行っている。            なお、主要設備については予備電源を設置している。</p>					<p>6 KDD I 事業所等における災害通信施設等の整備            KDD I (株) では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保            できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通            信設備の防災設計を行っている。            なお、主要設備については予備電源を設置している。</p>																																
<p>7 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備</p>					<p>7 ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備</p>																																
<p><b>第 10 節 備蓄・物流計画</b></p>					<p><b>第 10 節 備蓄・物流計画</b></p>																																
<p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (防災危機管理部、市町村)            (5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備            ア 県における物流体制            大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状            況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への            要請等 (国からの「プッシュ型」支援を含む) により必要な物資を確保し、            市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。            このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千            葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体            制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体            制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域</p>					<p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (防災危機管理部、市町村)            (5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備            ア 県における物流体制            大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状            況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への            要請等 (国からの「プッシュ型」支援を含む) により必要な物資を確保し、            市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。            このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千            葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体            制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体            制を構築の上、「千葉県大規模災害時における応援受援計画」により選定</p>																																

修正案	現行						
<p>物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 1 節 防災施設の整備</b></p> <p>3 <u>県消防学校における防災教育機能</u>（防災危機管理部）        県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に整備し、平成31年4月に開設した。  <u>なお、防災研修センターの概要は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 549 999 927"> <tr> <td data-bbox="241 549 584 740">施設（防災研修施設）</td> <td data-bbox="584 549 999 740">           研修室（100人用）            屋外研修場（約1,475㎡）            防災資料室（111.43㎡）            事務室、更衣室、託児スペース、            駐車場 他         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 740 584 852">主 な 備 品</td> <td data-bbox="584 740 999 852">           消火訓練用資機材、がれき救助訓練用資機材、水防訓練用資機材、            煙体験ハウス 他         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 852 584 927">主 な 研 修 対 象 者</td> <td data-bbox="584 852 999 927">           県民、自主防災組織等、企業・            自衛防災組織、市町村等         </td> </tr> </table> <p>(2) 指定避難所の指定等        イ 指定避難所の整備等        (略)        (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。  <u>(ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。</u>  <u>また、その際、エネルギーの多様化に努める。</u>        (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。        (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。        (カ) (略)        (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常</p>	施設（防災研修施設）	研修室（100人用） 屋外研修場（約1,475㎡） 防災資料室（111.43㎡） 事務室、更衣室、託児スペース、 駐車場 他	主 な 備 品	消火訓練用資機材、がれき救助訓練用資機材、水防訓練用資機材、 煙体験ハウス 他	主 な 研 修 対 象 者	県民、自主防災組織等、企業・ 自衛防災組織、市町村等	<p>する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 1 節 防災施設の整備</b></p> <p>3 <u>防災研修センターの整備</u>（防災危機管理部）        県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に併設して整備する。</p> <p>(2) 指定避難所の指定等        イ 指定避難所の整備等        (略)        (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備<u>（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）</u>の整備に努める。        (新設)        (ウ) 避難所における救護所、<u>通信機器等の施設・設備</u>の整備に努める。        (新設)        (エ) (略)        (オ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常</p>
施設（防災研修施設）	研修室（100人用） 屋外研修場（約1,475㎡） 防災資料室（111.43㎡） 事務室、更衣室、託児スペース、 駐車場 他						
主 な 備 品	消火訓練用資機材、がれき救助訓練用資機材、水防訓練用資機材、 煙体験ハウス 他						
主 な 研 修 対 象 者	県民、自主防災組織等、企業・ 自衛防災組織、市町村等						

修正案	現行
<p>備薬、炊き出し用具、毛布、<u>簡易ベッド、仮設トイレ</u>等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</p> <p>(ク) (削除) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した<u>資機材</u>等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p> <p>(ケ) (略) (コ) (略) (サ) (略)</p> <p>3 帰宅困難者等への情報提供 (略)</p> <p>このため、県及び市町村は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、<u>防災ポータルサイト</u>、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。</p>	<p>備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</p> <p>(カ) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した<u>ポータブルトイレ</u>等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p> <p>(キ) (略) (ク) (略) (ケ) (略)</p> <p>3 帰宅困難者等への情報提供 (略)</p> <p>このため、県及び市町村は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。</p>
<p><b>第13節 防災体制の整備</b></p>	<p><b>第13節 防災体制の整備</b></p>
<p>1 県の防災体制の整備（全庁）</p> <p>(1) 日ごろからの危機管理意識の醸成</p> <p><u>県は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。</u></p> <p>(2) 県、市町村及び防災関係機関の連携の強化</p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。</u></p> <p>(3) 災害対策本部の活動体制の整備 (略)</p> <p>(4) 被災地における活動体制の整備</p>	<p>1 県の防災体制の整備（全庁）</p> <p>(1) 災害対策本部の活動体制の整備 (略)</p> <p>(2) 被災地における活動体制の整備</p>

修正案	現行
<p>県は、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するための体制を講じておくものとする。</p> <p>また、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。</p> <p>(5) <u>応援受援計画の策定</u> 大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「<u>千葉県大規模災害時応援受援計画</u>」を策定した。</p> <p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(6) <u>ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備</u> 県は、情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、発災時の映像提供等の依頼手順などについて迅速な運用ができるようルールを明確化する。</p> <p>(7) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備 (略)</p> <p>(8) 広域避難者の受入体制の整備 (略)</p>	<p>県は、被災による市町村機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地域振興事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。</p> <p>(3) <u>応援受入計画の策定</u> 大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「<u>千葉県大規模災害時における応援受入計画</u>」を策定した。</p> <p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(4) <u>ヘリコプター利用の事前協議</u> 県は、<u>地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</u></p> <p>(5) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備 (略)</p> <p>(6) 広域避難者の受入体制の整備 (略)</p>

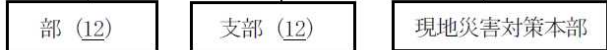
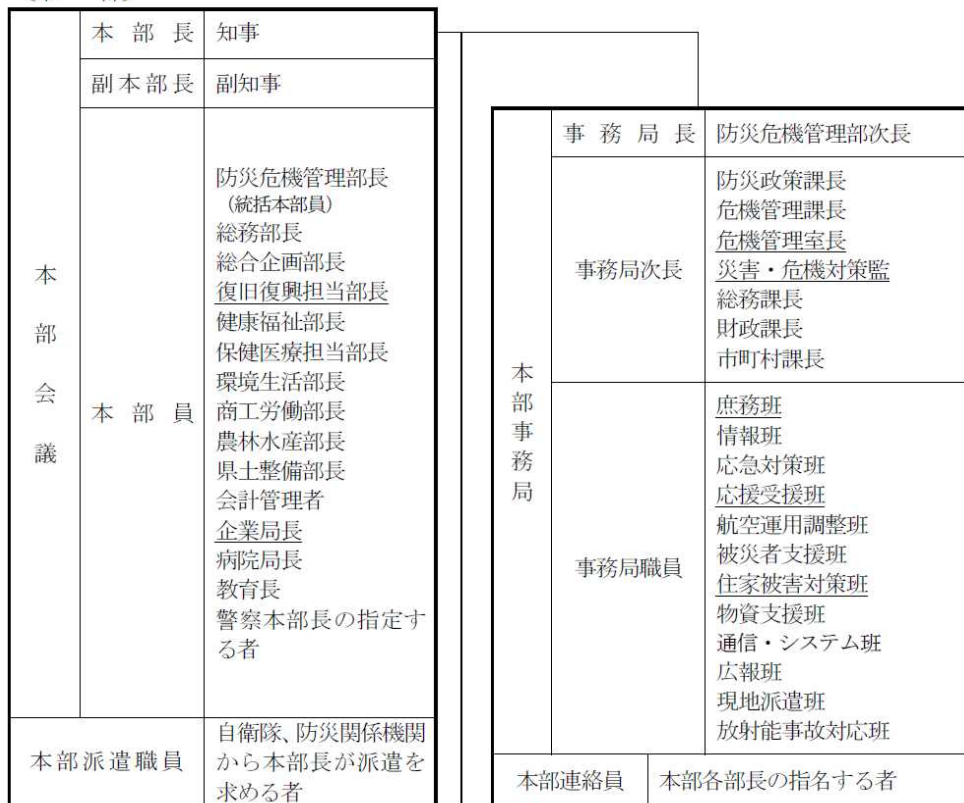
修正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部活動</b></p> <p>1 県の活動体制</p> <p>県は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行う。</p> <p><u>その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>疑わしいときは行動せよ</u></li> <li>・ <u>最悪事態を想定して行動せよ</u></li> <li>・ <u>空振りは許されるが見逃しは許されない</u></li> </ul> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応</p> <p>ア 情報収集体制</p> <p>気象庁が大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上を県内に発表したとき、又は、深夜から明け方に前記の警報の発表が予想され、<u>防災危機管理部長が必要と認めるとき、その他、被害の発生が予想される場合で、防災危機管理部長が必要と認めるときは、危機管理課、関係部局及び発表市町村を所管する地域振興事務所は、次の措置を講ずる。</u></p> <p>(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(イ) 被害情報の把握及び報告</p> <p>イ 災害即応体制</p> <p><u>(ア) 県内に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は、気象警報(波浪を除く。)が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めるとき、その他、大きな被害の発生が予想される場合で、防災危機管理部長が必要と認めるときは、関係部局及び関係出先機関は、情報収集体制を強化する。</u></p> <p>(イ) あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部活動</b></p> <p>1 県の活動体制</p> <p>県は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行う。</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応</p> <p>ア 気象庁が大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上を県内に発表したとき、<u>県とともに土砂災害警戒情報を発表したとき、又は被害の発生が予想される場合で、知事が必要と認めるときは、危機管理課及び関係部局は、次の措置を講ずる。</u></p> <p>(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(イ) 被害情報の把握及び報告</p>

修正案	現行
<p><u>被害情報の把握等を行うものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 危機管理課長は、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整する。</u></p> <p><u>ウ</u> 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。また、必要に応じ、国の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。</p> <p><u>エ</u> 上記<u>ア</u>から<u>ウ</u>については、夜間、休日等の時間外においても同様とする。</p>	<p><u>イ</u> 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。また、必要に応じ、国の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。</p> <p><u>ウ</u> 上記<u>ア</u>及び<u>イ</u>については、夜間、休日等の時間外においても同様とする。</p>

修正案

(2) 千葉県災害対策本部  
ア 組織編成

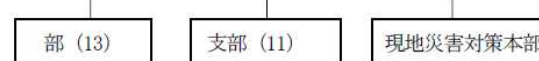
【本 部】



現行

(3) 千葉県災害対策本部  
ア 組織編成

【本 部】





修正案

現行

【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	東 京 支 部
健 康 福 祉 部	葛 南 支 部
環 境 生 活 部	東 葛 飾 支 部
商 工 労 働 部	印 旛 支 部
農 林 水 産 部	香 取 支 部
県 土 整 備 部	海 匝 支 部
出 納 部	山 武 支 部
企 業 部	長 生 支 部
病 院 部	夷 隅 支 部
教 育 部	安 房 支 部
警 察 部	君 津 支 部

【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	葛 南 支 部
健 康 福 祉 部	東 葛 飾 支 部
環 境 生 活 部	印 旛 支 部
商 工 労 働 部	香 取 支 部
農 林 水 産 部	海 匝 支 部
県 土 整 備 部	山 武 支 部
出 納 部	長 生 支 部
水 道 部	夷 隅 支 部
企 業 部	安 房 支 部
病 院 部	君 津 支 部
教 育 部	
警 察 部	

(イ) 本部事務局

d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、航空運用調整班、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営にあたっては、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。

(イ) 本部事務局

d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を総務班、情報班、応急対策班、航空運用調整班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の10班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営にあたっては、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。

修正案	現行
<p>ウ 千葉県災害対策本部の設置又は廃止とその基準 知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。</p> <p>また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが消滅し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。</p> <p><u>1 県内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。）（自動設置）。</u></p> <p><u>（1）大雨特別警報</u> <u>（2）暴風特別警報</u> <u>（3）暴風雪特別警報</u> <u>（4）大雪特別警報</u> <u>（5）高潮特別警報</u></p> <p><u>2 以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、知事が必要と認めたとき。</u></p> <p><u>（1）本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測される時</u> <u>（2）特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</u> <u>（3）大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</u></p> <p><u>3 本県の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測される時。</u> <u>（※）</u> <u>※本県の区域が暴風域に入るまでに設置するものとする。</u></p> <p>エ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表 （エ）「<u>九都県市災害時相互応援等に関する協定</u>」に基づく「<u>応援調整都県市</u>」等 （オ）（略） （カ）「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u>」に基づく「<u>幹事都県・副幹事都県</u>」及び「<u>全国知事会</u>」等</p> <p>キ 県本部の設置場所 （略） また、<u>政府現地対策本部等</u>が設置される場合、本庁舎5階大会議室に設</p>	<p>ウ 千葉県災害対策本部の設置又は廃止とその基準 知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。</p> <p>また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが消滅し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。</p> <p><u>（ア）県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき。</u></p> <p>エ 県本部設置又は廃止の通報及び発表 （エ）「<u>九都県市災害時相互応援に関する協定</u>」に基づく「<u>応援調整都県市</u>」等 （オ）（略） （カ）「<u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u>」に基づく「<u>幹事都県・副幹事都県</u>」及び「<u>全国知事会</u>」等</p> <p>キ 県本部の設置場所 （略） また、<u>政府現地対策室</u>が設置される場合、本庁舎5階大会議室に設置する。</p>

修正案	現行
<p>置する。 (略)</p> <p>(3) 県応急対策本部 ア 設置又は廃止とその基準 <u>防災危機管理部長は、災害対策本部設置基準を満たさない場合で、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、応急対策本部を設置する。</u></p> <p>なお、<u>応急対策本部設置後、災害対策本部設置基準を満たす場合には、「災害対策本部（本部長 知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。</u></p> <p>また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 県応急対策本部 ア 設置又は廃止とその基準 <u>防災危機管理部長は、風水害等による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記（1）アに記載の現象が生じた段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。</u></p> <p>なお、<u>災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部（本部長 知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。</u></p> <p>また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。</p>

修正案					現行				
イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。 ＜資料編1-10 千葉県応急対策本部設置要綱＞					イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。 ＜資料編1-10 千葉県応急対策本部設置要綱＞				
【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】					【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】				
本部長		防災危機管理部長			本部長		防災危機管理部長		
本部 会議	本部員	交通計画課長 健康福祉政策課長 農林水産政策課長 森林課長 漁港課長 県土整備政策課長 道路計画課長 道路整備課長 道路環境課長 河川整備課長 河川環境課長 港湾課長 市街地整備課長 公園緑地課長 下水道課長 住宅課長			事務局長	防災危機管理部 次長			
		本部事務局			事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 航空運用調整班 被災者支援班 住家被害対策班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班			
本部派遣員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者			本部派遣員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者		

修正案				現行			
(4) 職員の配備 イ 配備基準 風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。				(4) 職員の配備 イ 配備基準 風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。			
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	1 県内で以下の気象等の警報が発表されたとき(自動配備)。 (1) 大雨警報(略) 2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 3 その他、被害の発生が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	<b>【本庁】</b> 危機管理課(※4) <b>【出先機関】</b> <u>発表市町村を所管する地域振興事務所</u>	情報収集体制	1 県内で以下の気象等の警報発表(自動配備)。 (1) 大雨警報(略) 2 県内で土砂災害警戒情報発表(自動配備) 3 その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	<b>【本庁】</b> 危機管理課(※4)

修正案				現行			
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内	配備を要する課等
災害即応 体制	<p>1 県内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき(自動配備)。</p> <p>2 気象警報(波浪を除く。)が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき(自動配備)。</p> <p>3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたととき。</p> <p>4 その他、大きな被害の発生が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたととき。</p>	<p>情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p> <p>なお、部局間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催する。</p> <p>この場合、地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p> <p>この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。</p>	<p>情報収集体制に加え</p> <p>【本庁】 防災政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 農林水産政策課 団体指導課 耕地課 担い手支援課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 都市計画課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 建築指導課 住宅課 企業局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】(※3) 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所)(略) 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関(略)</p>	災害警戒 体制	<p>1 県内で以下の気象等の特別警報発表(自動配備)。</p> <p>(1)大雨特別警報</p> <p>(2)暴風特別警報</p> <p>(3)暴風雪特別警報</p> <p>(4)大雪特別警報</p> <p>(5)高潮特別警報</p> <p>2 千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたととき。</p> <p>3 その他、被害が予想され、知事が必要と認めたととき。</p>	<p>情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p> <p>水道局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所)(略) 下水道事務所 水道局のうち局長が指定する出先機関(略)</p>	<p>情報収集体制に加え</p> <p>【本庁】 防災政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 団体指導課 耕地課 担い手支援課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課</p> <p>水道局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所)(略) 下水道事務所 水道局のうち局長が指定する出先機関(略)</p>

修正案				現行			
※配備の特例措置 3 出先機関においては、 <u>土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表された場合は、発表市町村を所管する出先機関のみ配備する。</u>				※配備の特例措置 3 出先機関においては、 <u>管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</u>			
(注) 1 <u>企業局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。</u> <u>企業局：管理部総務企画課、教育庁：教育振興部学校安全保健課</u>				(注) 1 <u>水道局、企業土地管理局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。</u> <u>水道局：水道部計画課、企業土地管理局：経営管理課、教育庁：教育振興部学校安全保健課</u>			
2 (略)				2 (略)			
ウ 災害対策本部設置後の配備 風水害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。				ウ 災害対策本部設置後の配備 風水害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。			
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部第1配備	<u>1 県内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき(波浪を除く。)(自動配備)。</u> <u>(1) 大雨特別警報</u> <u>(2) 暴風特別警報</u> <u>(3) 暴風雪特別警報</u> <u>(4) 大雪特別警報</u> <u>(5) 高潮特別警報</u> <u>2 以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき。</u> <u>(1) 本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき</u> <u>(2) 特に大きな被害</u>	情報、水防、輸送、医療、救護等のお応急対策活動が円滑に行いうる体制とし、その要因は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長又は支部長が定める。 <u>この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</u>	本部及び支部を構成するすべての県の機関	災害対策本部第1配備	<u>県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。</u>	情報、水防、輸送、医療、救護等のお応急対策活動が円滑に行いうる体制とし、その要因は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関

修正案				現行			
	<p>が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p><u>(3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</u></p> <p>3 本県の全域が台風の暴風域に入ることが<u>確実と予測される</u>とき。(※)</p> <p>※本県の区域が暴風域に入るまでに配備するものとする。</p>						
災害対策本部第2配備	<p>以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、本部長が必要と認めたととき。</p> <p><u>(1) 県下広範囲にわたる災害が発生したとき</u></p> <p><u>(2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき</u></p> <p><u>(3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき</u></p>	<p>災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。</p> <p><u>この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</u></p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>	災害対策本部第2配備	<p>県内の複数の市町村において、<u>災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたととき。</u></p>	<p>災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>
災害対策本部第3配備	<p>以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、本部長が、<u>県の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたと</u></p>	<p>県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>	災害対策本部第3配備	<p>県内の多数の市町村において、<u>災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそ</u></p>	<p>県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>



修正案			現行		
	<u>き。</u> (1) 県下広範囲にわたる災害が発生したとき (2) 局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき (3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき	とする。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。		<u>れがある場合等で、本部長が必要と認めるとき。</u>	とする。
(5) 職員の動員 ウ 動員の伝達方法 <u>(ウ) 配備指令の伝達結果の報告</u> <u>配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を危機管理課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。</u>			(5) 職員の動員 ウ 動員の伝達方法		
エ 職員参集等 (ア) 初動対応職員 休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。 初動対応職員は以下のとおりとする。 災害対策本部：本部員、部長、副部長、本部連絡員 災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員 災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員 その他：災害即応体制に指定されている職員			エ 職員参集等 (ア) 初動対応職員 休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。 初動対応職員は以下のとおりとする。 災害対策本部：本部員、部長、副部長、本部連絡員 災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員 災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員 その他：災害警戒体制に指定されている職員		
4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携(防災危機管理部) (2) 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、 <u>合同調整所</u> を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。 <u>合同調整所</u> には、各関係機関の現場責任者等を配置し、二次災害の防止に			4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携(防災危機管理部) (2) 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、 <u>現地調整所</u> を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。 <u>現地調整所</u> には、各関係機関の現場責任者等を配置し、二次災害の防止に		

修正案	現行
<p>配慮しつつ、応急対策活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。</p>	<p>配慮しつつ、応急対策活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。</p>
<p>5 市町村支援（防災危機管理部）</p>	<p>5 市町村支援（防災危機管理部）</p>
<p>(1) 情報連絡員の派遣について</p>	
<p>県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</p>	<p>県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。</p>
<p>その他、必要な事項については、情報連絡員業務要領の定めによるものとする。</p>	
<p>(2) 人的支援について</p>	
<p>県は、市町村から職員派遣の要請があった場合、又は、情報連絡員が、市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合において、県職員等の迅速な派遣に努めるものとする。</p>	<p>県は、市町村から職員派遣の要請がある場合又は市町村が災害対応能力を喪失等したと認められる場合における、県職員を派遣するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。</p>
<p>(3) 物的支援について</p>	
<p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</p>	
<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p>
<p>(3) 救助の実施機関</p>	<p>(3) 救助の実施機関</p>
<p>イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。</p>	<p>イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</p>
<p>ウ 救助実施市を除く市町村の長は、上記イにより災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする</p>	<p>ウ 市町村長は、上記イにより市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>
<p>(6) 災害救助法の適用手続</p>	<p>(6) 災害救助法の適用手続</p>
<p>ア 市町村（救助実施市を除く）</p>	<p>ア 市町村</p>
<p>イ 県</p>	<p>イ 県</p>
<p>(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、</p>	<p>(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、</p>
<p>県ホームページ等により広報を行うものとする。</p>	<p>県ホームページ等により広報を行うものとする。</p>
<p>告 示</p>	<p>告 示</p>
<p>〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害</p>	<p>平成〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に</p>

修正案	現行
<p>救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。  ○○年○月○日  千葉県知事 ○○○○</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集・伝達体制</b></p> <p>1 通信体制  (4) NTT「災害時優先電話」<u>（削除）</u>及び「非常・緊急電報」  ア 災害時優先電話  災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話㈱に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。  <u>（削除）</u></p> <p>イ 非常・緊急電報  非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。</p> <p>(5) 通信連絡手段  ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達  （略）  (イ) 市 町 村  市町村長は、伝達された警報等を<u>下記の方法など、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて、住民に周知徹底する。</u>  市町村防災行政無線 <u>（戸別受信機を含む）、（削除）</u>  有 線 放 送  広 報 車</p>	<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。  ○○年○月○日  千葉県知事 ○○○○</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集・伝達体制</b></p> <p>1 通信体制  (4) NTT「災害時優先電話」、<u>「非常・緊急通話」</u>及び「非常・緊急電報」  ア 災害時優先電話  災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話㈱に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。  イ <u>非常・緊急通話（平成27年7月末まで）</u>  <u>（ア）利用方法</u>  <u>非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話㈱に申し出ることにより接続される。</u>  <u>（イ）接続順位</u>  <u>非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。</u>  ウ 非常・緊急電報  非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。</p> <p>(5) 通信連絡手段  ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達  （略）  (イ) 市 町 村  市町村長は、伝達された警報等を<u>下記により</u>住民に周知徹底する。  市町村防災行政無線、<u>地域防災無線</u>  有 線 放 送  広 報 車</p>

修正案	現行						
<p>サイレン又は警鐘  ツイッター等のSNS  電話、FAX、登録制メール  ラジオ放送（コミュニティFMを含む）  その他速やかに住民に周知できる方法</p>	<p>サイレン又は警鐘  (新設)</p> <p>その他速やかに住民に周知できる方法</p>						
<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備  (2) 気象通報組織の整備  ア 警戒レベル  <u>避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。</u>  イ 特別警報・警報・注意報  <u>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。</u>  <u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。</u>  <u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海浜、山武・長生、君津、夷隅・安房）を用いる場合がある。</u></p>	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備  (2) 気象通報組織の整備  ア <u>注意報・警報・特別警報</u>  <u>(ア) 注意報・警報・特別警報の種類</u></p>						
<p style="text-align: center;"><u>特別警報・警報・注意報の概要</u></p>	<p>a <u>注意報：気象・水象等により被害が予想される場合</u></p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1206 311 1235">種類</th> <th data-bbox="320 1206 1059 1235">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1241 311 1350">特別警報</td> <td data-bbox="320 1241 1059 1350">大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1356 311 1377">警報</td> <td data-bbox="320 1356 1059 1377">大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって	
種類	概要						
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報						
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって						

修正案		現行																					
	<p>重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</p>																						
注意報	<p>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>注意報の種類</th> <th>発表及び解除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">気象注意報</td> <td>北西部 千葉中央 千葉市、市原市</td> </tr> <tr> <td>印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町</td> </tr> <tr> <td>東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td> </tr> <tr> <td>北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町</td> </tr> <tr> <td>山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村</td> </tr> <tr> <td>南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市</td> </tr> <tr> <td>夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸水注意報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地面現象注意報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	注意報の種類	発表及び解除	気象注意報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市	印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町	東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町	山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村	南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町	高潮注意報		波浪注意報		洪水注意報		浸水注意報		地面現象注意報		
注意報の種類	発表及び解除																						
気象注意報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市																						
	印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町																						
	東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市																						
	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町																						
	山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村																						
	南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市																						
	夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町																						
	高潮注意報																						
	波浪注意報																						
	洪水注意報																						
浸水注意報																							
地面現象注意報																							
特別警報・警報・注意報の種類と概要																							
特別警報・警報・注意報の種類	概要																						
		<p>b 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>																					

修正案		現行			
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。	警報の種類	発表及び解除	
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	気象警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。			
	暴風特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	高潮警報 波浪警報 洪水警報 浸水警報 地面現象警報	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村	
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町	
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		全般海上警報	気象庁本庁が行う。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う。
		c 特別警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合			

修正案		現行																												
警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、 <u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u> <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報の種類</th> <th>発表及び解除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気象特別警報</td> <td>北西部 千葉中央 千葉市、市原市</td> </tr> <tr> <td>印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町</td> </tr> <tr> <td>東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td> </tr> <tr> <td>北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町</td> </tr> <tr> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> <td rowspan="4">高潮特別警報 波浪特別警報</td> <td rowspan="4"> 南 部 君 津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町 </td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪警報</td> <td>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> <td rowspan="2">注意報</td> <td rowspan="2"> (イ) 注意報・警報（以下、特別警報も含む）の取扱い  a 注意報及び警報の切替え、解除  <u>注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を变えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。</u>  <u>注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。</u> </td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、<u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> <u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特別警報の種類	発表及び解除	気象特別警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市	印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町	東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮特別警報 波浪特別警報	南 部 君 津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	注意報	(イ) 注意報・警報（以下、特別警報も含む）の取扱い a 注意報及び警報の切替え、解除 <u>注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を变えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。</u> <u>注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。</u>	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、 <u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> <u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		
	特別警報の種類	発表及び解除																												
	気象特別警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市																												
		印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町																												
		東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市																												
		北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町																												
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮特別警報 波浪特別警報	南 部 君 津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町																											
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																													
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																													
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																													
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	注意報	(イ) 注意報・警報（以下、特別警報も含む）の取扱い a 注意報及び警報の切替え、解除 <u>注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を变えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。</u> <u>注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。</u>																											
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																													
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、 <u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> <u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																													

修正案		現行																		
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>b 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。</p> <p>c 全般海上警報は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。 地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12の区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象とする。</p> <p>d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い 水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左側の種類ごとに右側の注意報・警報をもって代えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1238 560 1995 1123"> <tr> <td>水防活動用注意報・警報</td> <td>代用する注意報・警報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象警報</td> <td>大雨警報又は大雨特別警報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td> <td>高潮警報又は高潮特別警報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td>洪水警報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波注意報</td> <td>津波注意報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波警報</td> <td>津波警報又は津波特別警報 (大津波警報)</td> </tr> </table>	水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	水防活動用洪水警報	洪水警報	水防活動用津波注意報	津波注意報	水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報)
水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報																			
水防活動用気象注意報	大雨注意報																			
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報																			
水防活動用高潮注意報	高潮注意報																			
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報																			
水防活動用洪水注意報	洪水注意報																			
水防活動用洪水警報	洪水警報																			
水防活動用津波注意報	津波注意報																			
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報)																			
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																			
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。																			
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																			
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																			
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																			

(ウ) 注意報・警報等の伝達系統図



修正案		現行	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		
	乾燥注意報		空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報		「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。		
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		

- 法令（気象業務法等）による通知  
 行政協定、地域防災計画等による伝達
- 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
  - 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
  - 3 \*気象業務支援センターを經由

イ 土砂災害警戒情報

修正案		現行
低温 注意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。 (ア) 土砂災害警戒情報の目的 大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。 (イ) 特徴及び利用に当たっての留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。 (ウ) 発表対象地域 千葉県内の市町村毎に発表。但し、土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。 (エ) 発表基準等 a 警戒基準 大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合 b 情報の解除 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。 c 暫定基準 地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。  (オ) 伝達体制
ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等		
警報の危険度分布等の概要		
種 類	概 要	
大雨警報 (土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
大雨警報 (浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更	

修正案		現行	
	<p>新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>		
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>		
(削除)		<p>ウ 気象情報</p> <p>気象等の予報に関係のある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。</p> <p>発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。</p>	
エ 早期注意情報(警報級の可能性)			
	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(千葉県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>		

修正案	現行
<p>オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報  <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u></p> <p>カ 土砂災害警戒情報  <u>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>キ 記録的短時間大雨情報  <u>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p> <p>ク 火災気象通報  <u>消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</u>  (略)</p> <p>ケ 鉄道気象通報  コ 電力気象通報  カ 漁業気象通報</p>	<p>エ 火災気象通報  <u>この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第 2 2 条第 1 項の規定により行う通報である。</u>  <u>火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に通報するものである。</u>  (略)</p> <p>オ 鉄道気象通報  カ 電力気象通報  キ 漁業気象通報</p>

修正案	現行																	
<p>シ 大気汚染気象通報 (削除)</p>	<p>ク 大気汚染気象通報 ケ 気象警報通報</p> <p>この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を県民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。</p> <p>(ア) 通報系統</p> <p>a 千葉県知事</p> <pre>     graph LR       A[銚子地方気象台] --- B[千葉県知事] --- C[市町村長]       </pre> <p>b 東日本電信電話（株）</p> <pre>     graph LR       A[銚子地方気象台] --- B[東日本電信電話株] --- C[市町村長]       </pre> <p>c 日本放送協会</p> <pre>     graph LR       A[銚子地方気象台] --- B[気象庁予報部] --- C[報道局] --- D[放送]       </pre> <p>d その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。</p> <p>(イ) 東日本電信電話（株）への電文は下記のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1227 1029 2072 1335"> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気 象 警 報</td> <td>暴 風 警 報</td> <td>ボ ウ フ ウ</td> </tr> <tr> <td>暴 風 警 報 解 除</td> <td>ボ ウ フ ウ カ イ ジ ョ</td> </tr> <tr> <td>暴 風 雪 警 報</td> <td>ボ ウ フ ウ セ ツ</td> </tr> <tr> <td>暴 風 雪 警 報 解 除</td> <td>ボ ウ フ ウ セ ツ カ イ ジ ョ</td> </tr> <tr> <td>大 雨 警 報</td> <td>オ オ ア メ</td> </tr> <tr> <td>大 雨 警 報 解 除</td> <td>オ オ ア メ カ イ ジ ョ</td> </tr> <tr> <td>大 雪 警 報</td> <td>オ オ ユ キ</td> </tr> <tr> <td>大 雪 警 報 解 除</td> <td>オ オ ユ キ カ イ ジ ョ</td> </tr> </table>	気 象 警 報	暴 風 警 報	ボ ウ フ ウ	暴 風 警 報 解 除	ボ ウ フ ウ カ イ ジ ョ	暴 風 雪 警 報	ボ ウ フ ウ セ ツ	暴 風 雪 警 報 解 除	ボ ウ フ ウ セ ツ カ イ ジ ョ	大 雨 警 報	オ オ ア メ	大 雨 警 報 解 除	オ オ ア メ カ イ ジ ョ	大 雪 警 報	オ オ ユ キ	大 雪 警 報 解 除	オ オ ユ キ カ イ ジ ョ
気 象 警 報	暴 風 警 報		ボ ウ フ ウ															
	暴 風 警 報 解 除		ボ ウ フ ウ カ イ ジ ョ															
	暴 風 雪 警 報		ボ ウ フ ウ セ ツ															
	暴 風 雪 警 報 解 除		ボ ウ フ ウ セ ツ カ イ ジ ョ															
	大 雨 警 報		オ オ ア メ															
	大 雨 警 報 解 除		オ オ ア メ カ イ ジ ョ															
	大 雪 警 報		オ オ ユ キ															
	大 雪 警 報 解 除	オ オ ユ キ カ イ ジ ョ																

修正案

現行

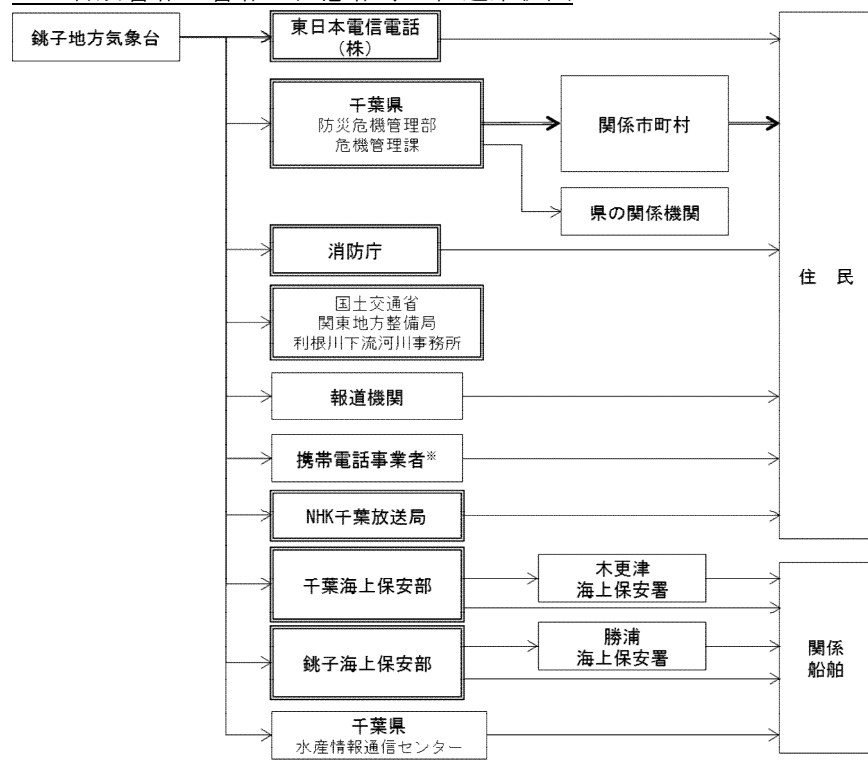
高潮警報	高潮警報 高潮警報解除	タカシオ タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報 波浪警報解除	ハロウ ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報 洪水警報解除	コウズイ コウズイカイジョ

ス 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

コ 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

セ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図

(新設)



1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

修正案	現行												
<p>2 太線矢印の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。</p> <p>4 障害等により上記 3 の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及び NTT 公衆回線等で行う。</p> <p>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>(3) 気象観測網の整備 ア 気象庁観測所 イ 防災関係機関の観測所</p> <p>(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 平成 29 年 7 月 7 日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。 平成 30 年 5 月 30 日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。 令和元年 5 月 29 日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。</p> <p>ア 気象官署が発表する注意報の基準</p>	<p>(3) 気象観測網の整備 ア 気象庁観測所 イ 部外観測所</p> <p>(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 平成 29 年 7 月 7 日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。</p> <p>ア 気象官署が発表する注意報の基準</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 836 383 943">強風</td> <td data-bbox="383 836 1016 943">強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s<sup>※1</sup>以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 943 383 1110">風雪</td> <td data-bbox="383 943 1016 1110">(省略) 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s<sup>※1</sup>以上 (省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1110 383 1311">高潮 (潮位：TP ※ 2 上)</td> <td data-bbox="383 1110 1016 1311">(省略) (省略)</td> </tr> </table>	強風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※1</sup> 以上	風雪	(省略) 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※1</sup> 以上 (省略)	高潮 (潮位：TP ※ 2 上)	(省略) (省略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1223 836 1382 943">強風</td> <td data-bbox="1382 836 2016 943">強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s<sup>※</sup>以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 943 1382 1110">風雪</td> <td data-bbox="1382 943 2016 1110">(省略) 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s<sup>※</sup>以上 (省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 1110 1382 1311">高潮 (潮位：TP 上)</td> <td data-bbox="1382 1110 2016 1311">(省略) (省略)</td> </tr> </table>	強風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※</sup> 以上	風雪	(省略) 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※</sup> 以上 (省略)	高潮 (潮位：TP 上)	(省略) (省略)
強風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※1</sup> 以上												
風雪	(省略) 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※1</sup> 以上 (省略)												
高潮 (潮位：TP ※ 2 上)	(省略) (省略)												
強風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※</sup> 以上												
風雪	(省略) 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※</sup> 以上 (省略)												
高潮 (潮位：TP 上)	(省略) (省略)												

修正案				現行																																	
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署（銚子、千葉、館山、勝浦）の最小湿度			乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度 30% <sup>×</sup> で、実効湿度 60% <sup>×</sup> 以下																																
着氷・着雪	(省略)			着氷・着雪	(省略)																																
<p>※1 銚子地方気象台は 15m/s を目安とする。</p> <p>※2 東京湾平均海面を示す。</p> <p>(削除)</p> <p>注 「海上」は海岸線から概ね20海里(約37km)以内の海域とする。対象となる注意報は強風、風雪、波浪注意報</p> <p>イ 気象官署が発表する警報の基準</p> <table border="1"> <tr> <td>暴風</td> <td colspan="3">(省略) 平均風速が、陸上 20m/s<sup>※1</sup>以上 海上 25m/s 以上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="3">(省略) 平均風速が、陸上 20m/s<sup>※1</sup>以上 海上 25m/s 以上 (省略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高潮 (潮位：TP<sup>※2</sup>上)</td> <td colspan="3">(省略)</td> </tr> <tr> <td>千葉中央：千葉 3.3m 東葛飾：東京港 2.9m・千葉 3.5m 印旛を除く。</td> <td>香取・海匝：銚子漁港 1.5m 山武・長生：銚子漁港 1.5m</td> <td>君津：神奈川県 横浜港 1.6m 夷隅・安房：館山市布良 1.8m</td> </tr> </table>				暴風	(省略) 平均風速が、陸上 20m/s <sup>※1</sup> 以上 海上 25m/s 以上			暴風雪	(省略) 平均風速が、陸上 20m/s <sup>※1</sup> 以上 海上 25m/s 以上 (省略)			高潮 (潮位：TP <sup>※2</sup> 上)	(省略)			千葉中央：千葉 3.3m 東葛飾：東京港 2.9m・千葉 3.5m 印旛を除く。	香取・海匝：銚子漁港 1.5m 山武・長生：銚子漁港 1.5m	君津：神奈川県 横浜港 1.6m 夷隅・安房：館山市布良 1.8m	<p>注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。</p> <p>注2 TPは、東京湾平均海面を示す。</p> <p>注3 ×印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。</p> <p>注4 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象注意報は強風、風雪、波浪注意報。</p> <p>イ 気象官署が発表する警報の基準</p> <table border="1"> <tr> <td>暴風</td> <td colspan="3">(省略) 平均風速が、陸上 20m/s<sup>※</sup>以上 海上 25m/s 以上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="3">(省略) 平均風速が、陸上 20m/s<sup>※</sup>以上 海上 25m/s 以上 (省略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高潮 (潮位：TP<sup>上</sup>)</td> <td colspan="3">(省略)</td> </tr> <tr> <td>千葉中央：千葉 3.3m 東葛飾：東京港 2.9m・千葉 3.5m 印旛を除く。</td> <td>香取・海匝：銚子漁港 1.5m 山武・長生：銚子漁港 1.5m</td> <td>君津：神奈川県 横浜港 1.6m 夷隅・安房：館山市布良 1.8m</td> </tr> </table>				暴風	(省略) 平均風速が、陸上 20m/s <sup>※</sup> 以上 海上 25m/s 以上			暴風雪	(省略) 平均風速が、陸上 20m/s <sup>※</sup> 以上 海上 25m/s 以上 (省略)			高潮 (潮位：TP <sup>上</sup> )	(省略)			千葉中央：千葉 3.3m 東葛飾：東京港 2.9m・千葉 3.5m 印旛を除く。	香取・海匝：銚子漁港 1.5m 山武・長生：銚子漁港 1.5m	君津：神奈川県 横浜港 1.6m 夷隅・安房：館山市布良 1.8m
暴風	(省略) 平均風速が、陸上 20m/s <sup>※1</sup> 以上 海上 25m/s 以上																																				
暴風雪	(省略) 平均風速が、陸上 20m/s <sup>※1</sup> 以上 海上 25m/s 以上 (省略)																																				
高潮 (潮位：TP <sup>※2</sup> 上)	(省略)																																				
	千葉中央：千葉 3.3m 東葛飾：東京港 2.9m・千葉 3.5m 印旛を除く。	香取・海匝：銚子漁港 1.5m 山武・長生：銚子漁港 1.5m	君津：神奈川県 横浜港 1.6m 夷隅・安房：館山市布良 1.8m																																		
暴風	(省略) 平均風速が、陸上 20m/s <sup>※</sup> 以上 海上 25m/s 以上																																				
暴風雪	(省略) 平均風速が、陸上 20m/s <sup>※</sup> 以上 海上 25m/s 以上 (省略)																																				
高潮 (潮位：TP <sup>上</sup> )	(省略)																																				
	千葉中央：千葉 3.3m 東葛飾：東京港 2.9m・千葉 3.5m 印旛を除く。	香取・海匝：銚子漁港 1.5m 山武・長生：銚子漁港 1.5m	君津：神奈川県 横浜港 1.6m 夷隅・安房：館山市布良 1.8m																																		
<p>※1 銚子地方気象台は 25m/s を目安とする。</p> <p>※2 東京湾平均海面を示す。</p> <p>注 「海上」は海岸線から概ね20海里(約37km)以内の海域とする。対象となる警報は暴風、暴風雪、波浪警報。</p> <p>(8) 気象等の観測</p> <p>イ 気象観測の観測種目</p>				<p>注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。</p> <p>注2 TPは、東京湾平均海面を示す。</p> <p>注3 海上は沿岸部から20海里までの海域とする。対象警報は暴風、暴風雪、波浪警報。</p> <p>(8) 気象等の観測</p> <p>イ 気象観測の観測種目</p>																																	



修正案	現行
<p><u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(ア) 視程</u>  <u>(イ) 現在天気</u>  <u>(ウ) ～ (モ)</u></p>	<p><u>(ア) 雲量</u>  <u>(イ) 雲形</u>  <u>(ウ) 雲の向き及び高さ</u>  <u>(エ) 視程</u>  <u>(オ) 現在天気</u>  <u>(カ) ～ (ヨ)</u></p>
<p>3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村）  (3) 各機関が実施する<u>情報収集・報告</u>  ア 市町村  (略)  道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、<u>通信サービス</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>イ 県  (ア) 本庁  c 災害対策本部  (a) <u>本部は支部（地域振興事務所）と協力し、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として、派遣する。</u></p> <p>(b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。  (略)  (削除) ヘリテレ搭載回転翼  ・ 県警察本部 かとり1号、2号、3号  ・ 千葉市 おおとり1号、2号  &lt;資料編1-13 ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書&gt;  ・ <u>陸上自衛隊東部方面総監部</u></p>	<p>3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村）  (3) 各機関が実施する<u>情報収集報告</u>  ア 市町村  (略)  道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、<u>通信</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>イ 県  (ア) 本庁  c 災害対策本部  (a) <u>市町村や施設管理者が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。</u></p> <p>(b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。  (略)  <u>県内のヘリテレ搭載回転翼</u>  ・ 県警察本部 かとり1号、2号、3号  ・ 千葉市 おおとり1号、2号  &lt;資料編1-13 ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書&gt;  (新設)</p>

修正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>＜資料編 1－13 災害時映像共有に関する協定＞</u></p> <p>(イ) 出先機関  a 支部総務班  (b) <u>災害即応体制時から、情報連絡員を対象市町村へ派遣して、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集活動を行う。</u>  <u>また、市町村に防災情報システム入力余力がない場合には、代行入力を行う。</u></p> <p>4 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）  (3) 広報方法  エ 報道機関への報道要請</p> <p style="text-align: center;">報道要請協定機関  (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>＜資料編 1－13 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定 (株)インターエフエム897＞</u></p>	<p>(イ) 出先機関  a 支部総務班  (b) <u>管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、情報連絡員等を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。</u></p> <p>4 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）  (3) 広報方法  エ 報道機関への報道要請</p> <p style="text-align: center;">報道要請協定機関  (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>＜資料編 1－13 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定 エフエムインターウェーブ(株)＞</u></p>
<h3>第 4 節 避難計画</h3>	<h3>第 4 節 避難計画</h3>
<p>2 実施機関（防災危機管理部、<u>(削除)</u>、県土整備部、警察本部）</p> <p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、<u>(削除)</u>、県土整備部、警察本部）</p> <p>(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節 2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。  ア 市町村長の措置  (ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を</p>	<p>2 実施機関（防災危機管理部、<u>健康福祉部</u>、県土整備部、警察本部）</p> <p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、<u>健康福祉部</u>、県土整備部、警察本部）</p> <p>(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節 2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。  ア 市町村長の措置  (ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を</p>

修正案	現行
<p>行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。</p> <p>また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>(イ) 市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。</p> <p>また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。</p> <p>(ウ) 市町村長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難の措置と周知</p> <p>避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。</p> <p>ア 住民等への周知</p> <p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は報道機関の協力を得るほか、<u>以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村防災行政無線(戸別受信機を含む)</u></p> <p><u>有線放送</u></p> <p><u>広報車</u></p> <p><u>サイレン又は警鐘</u></p> <p><u>ツイッター等のSNS</u></p> <p><u>電話、FAX、登録制のメール</u></p> <p><u>ラジオ放送(コミュニティFMを含む)</u></p> <p><u>その他速やかに住民に周知できる方法</u></p>	<p>行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。</p> <p>(イ) 市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)</u>について判断基準を整備するものとする。</p> <p>(ウ) 市町村長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難の措置と周知</p> <p>避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。</p> <p>ア 住民等への周知</p> <p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は<u>防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。</u></p>

修正案	現行
<p>5 避難所の開設・運営（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）            （7）市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルール作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。</p>	<p>5 避難所の開設・運営（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）            （7）市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルール作成に努める。</p>
<p><b>第5節 要配慮者等の安全確保対策</b></p>	<p><b>第5節 要配慮者等の安全確保対策</b></p>
<p>1 避難誘導等            （1）避難誘導            ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。<u>なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。</u></p>	<p>1 避難誘導等            （1）避難誘導            ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。<u>この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。</u></p>
<p>2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）            （2）<u>外国人への対応</u></p>	<p>2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）            （2）<u>外国人に対する対応</u></p>
<p>3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）  <u>（削除）避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。</u>            （略）</p>	<p>3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）  <u>一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。</u>            （略）</p>
<p><b>第6節 救助救急・医療救護活動</b></p>	<p><b>第6節 救助救急・医療救護活動</b></p>
<p>3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）            （1）高圧ガス等の保管施設の応急措置            機関別対応措置</p>	<p>3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）            （1）高圧ガス等の保管施設の応急措置            機関別対応措置</p>

修正案

現行

機 関 名	対 応 措 置
県 及 び 千 葉 市	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。

機 関 名	対 応 措 置
県	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。

(3) 火薬類保管施設の応急措置  
機関別対応措置

(3) 火薬類保管施設の応急措置  
機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県 及 び 千 葉 市	延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。

機 関 名	対 応 措 置
県	延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

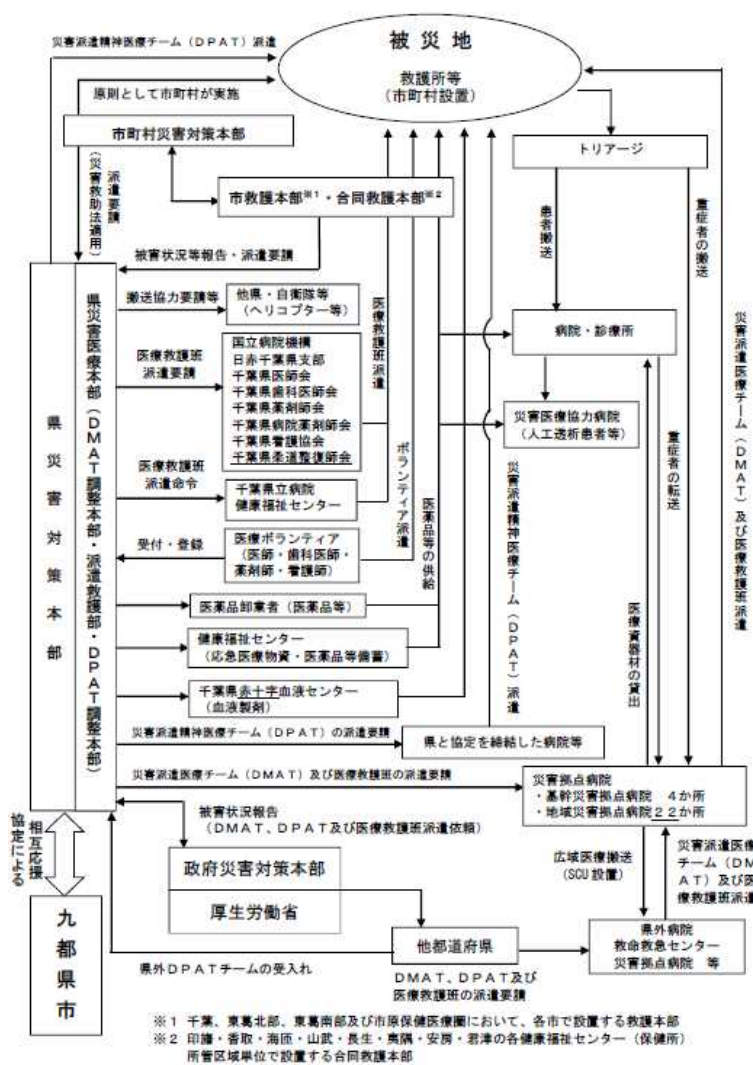
日本貨物 鉄道 (株)	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領(危険品貨物異常時応急処理ハンドブック)に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。
----------------	--

日本貨物 鉄道 (株)	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領(危険品貨物応急措置便覧欄)に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。
----------------	--

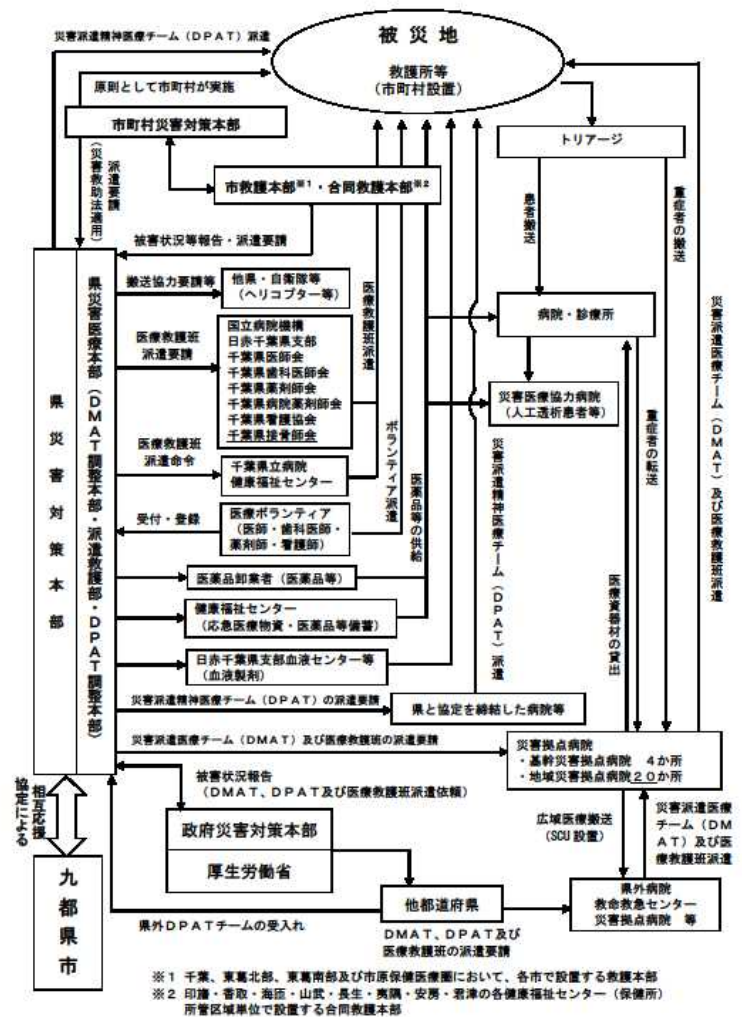
修正案	現行
<p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）</p> <p>(1) 関係者とその役割</p> <p>ウ 県</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の<u>(削除)</u>各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、<u>また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。</u></p> <p>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、<u>また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</u></p> <p>キ 応援要請</p> <p>(イ) 知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「<u>九都県市災害時相互応援等に関する協定</u>」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。</p> <p>コ 血液製剤の確保</p> <p>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は<u>(削除)</u>千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。</p>	<p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）</p> <p>(1) 関係者とその役割</p> <p>ウ 県</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の<u>印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津</u>の各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。</p> <p>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</p> <p>キ 応援要請</p> <p>(イ) 知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「<u>九都県市災害時相互応援に関する協定</u>」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。</p> <p>コ 血液製剤の確保</p> <p>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は<u>日本赤十字社千葉県赤十字血液センター</u>に供給を要請する。</p>

修正案	現行
<p>(イ) 県内での<u>血液製剤</u>の供給が不足する場合、<u>(削除)</u>千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。</p> <p>(3) 災害救助法による医療及び助産  災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。  なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。  <u>また、知事は日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。</u></p>	<p>(イ) 県内での供給が不足する場合、<u>日本赤十字社千葉県赤十字血液センター</u>は、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。</p> <p>(3) 災害救助法による医療及び助産  災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。  なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。  <u>また、日赤県支部の長は、知事と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班等をもって、救助又はその応援を実施させることができる。</u></p>

医療救護活動の体系図



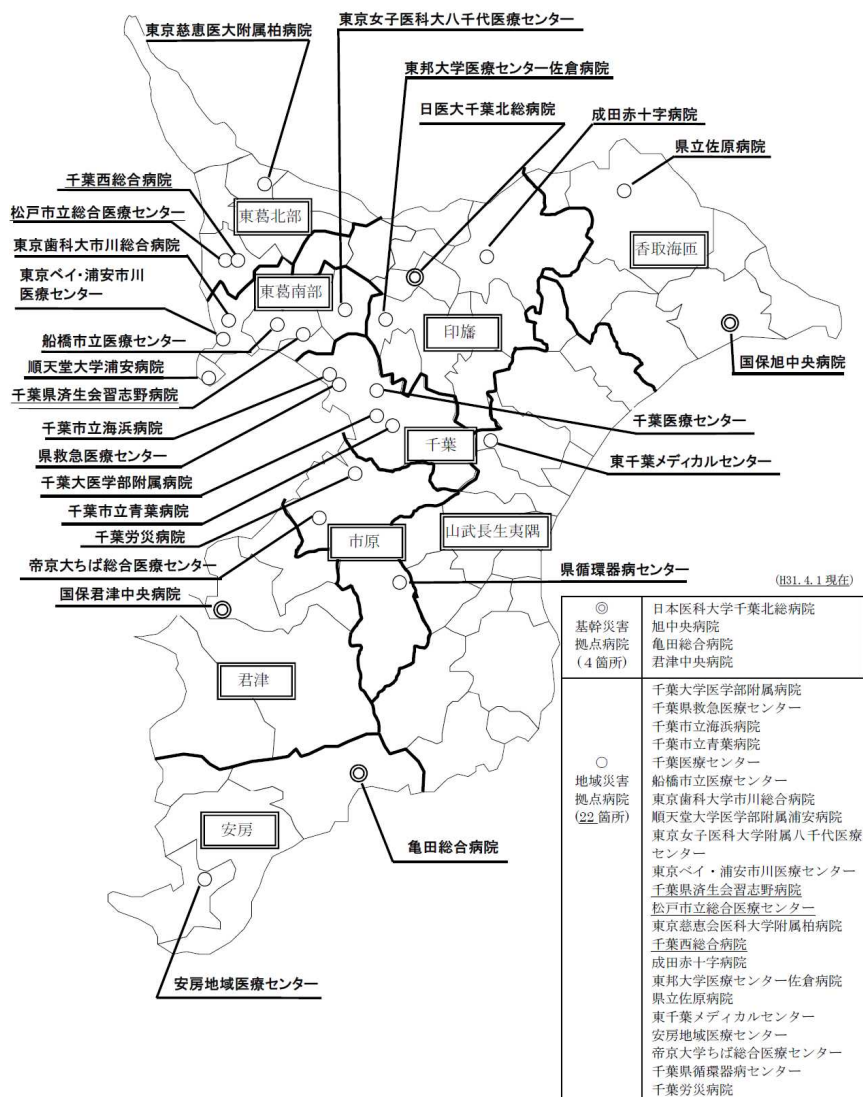
医療救護活動の体系図





修正案

災害拠点病院一覧図



現行

災害拠点病院一覧図



修正案

医療機関開設ヘリコプター着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	開設ヘリコプター着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市中央区	千葉市立有楽病院	千葉市音楽音楽専門学校
千葉市美浜区	千葉県立総合医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
習志野市	千葉県済生会習志野病院	恩数近隣公園
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
流安市	東京ベイ・流安市川医療センター	広瀬防災公園（市川市）
流安市	順天堂大学医学部附属流安病院	エクスセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立総合医療センター	松戸市立総合医療センター 専用ヘリポート
松戸市	千葉県総合病院	千葉県総合病院 専用ヘリポート
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大船川防災レクリエーション公園
佐倉市	東印大学医療センター総合病院	佐倉市王子台小学校
成田市	成田市立病院	成田市立病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国際旭中央病院	総合病院国際旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐賀病院	香取市利根河川敷緑地
颯川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
船山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート

現行

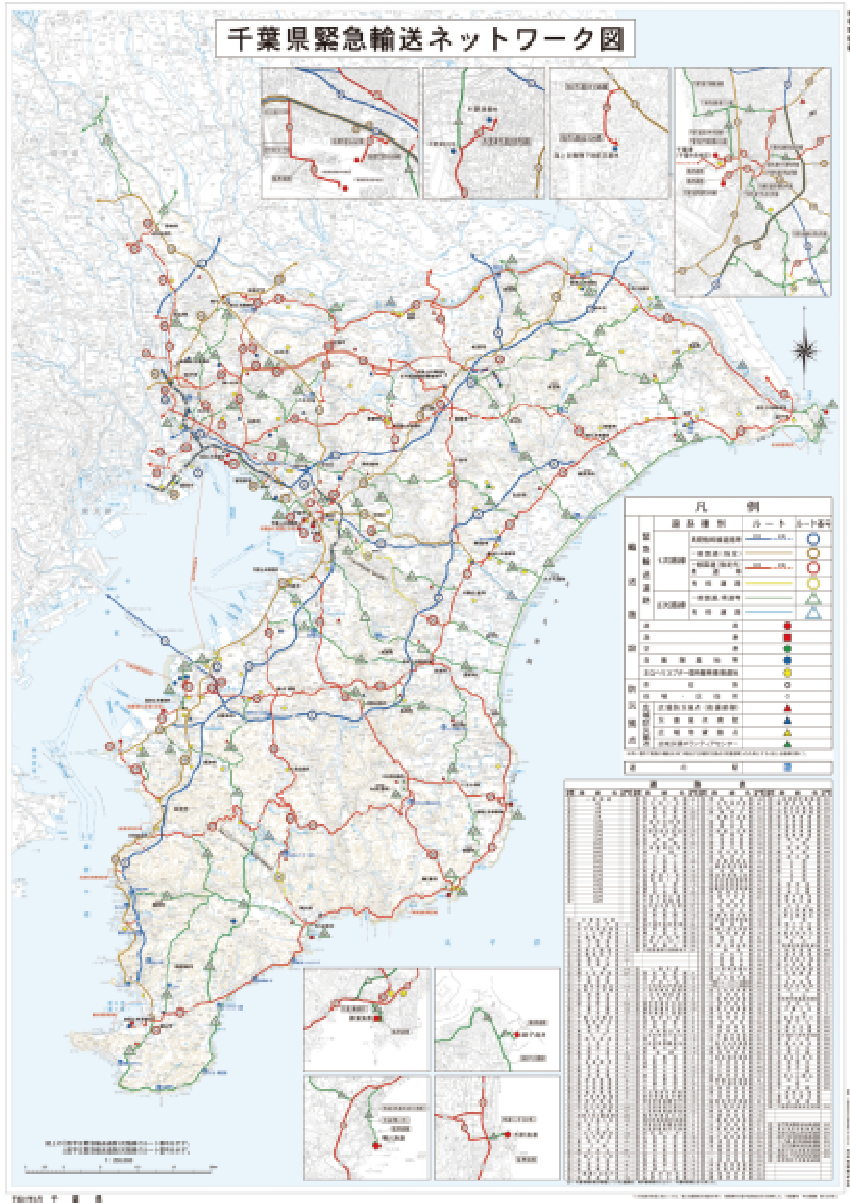
医療機関開設ヘリコプター着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	開設ヘリコプター着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	千葉市立有楽病院	千葉市立有楽音楽専門学校
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市美浜区	千葉県総合医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
流安市	東京ベイ・流安市川医療センター	広瀬防災公園（市川市）
流安市	順天堂大学医学部附属流安病院	エクスセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大船川防災レクリエーション公園
成田市	成田市立病院	成田市立病院 専用ヘリポート
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市立王子台小学校
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国際旭中央病院	総合病院国際旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐賀病院	香取市利根河川敷緑地
亀川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
徳山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
千葉市	千葉県保健医療センター	千葉県保健医療センター 専用ヘリポート
千葉市	東京大学ちば総合医療センター	東京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート
千葉市	千葉労災病院	千葉市立民巴谷中学校

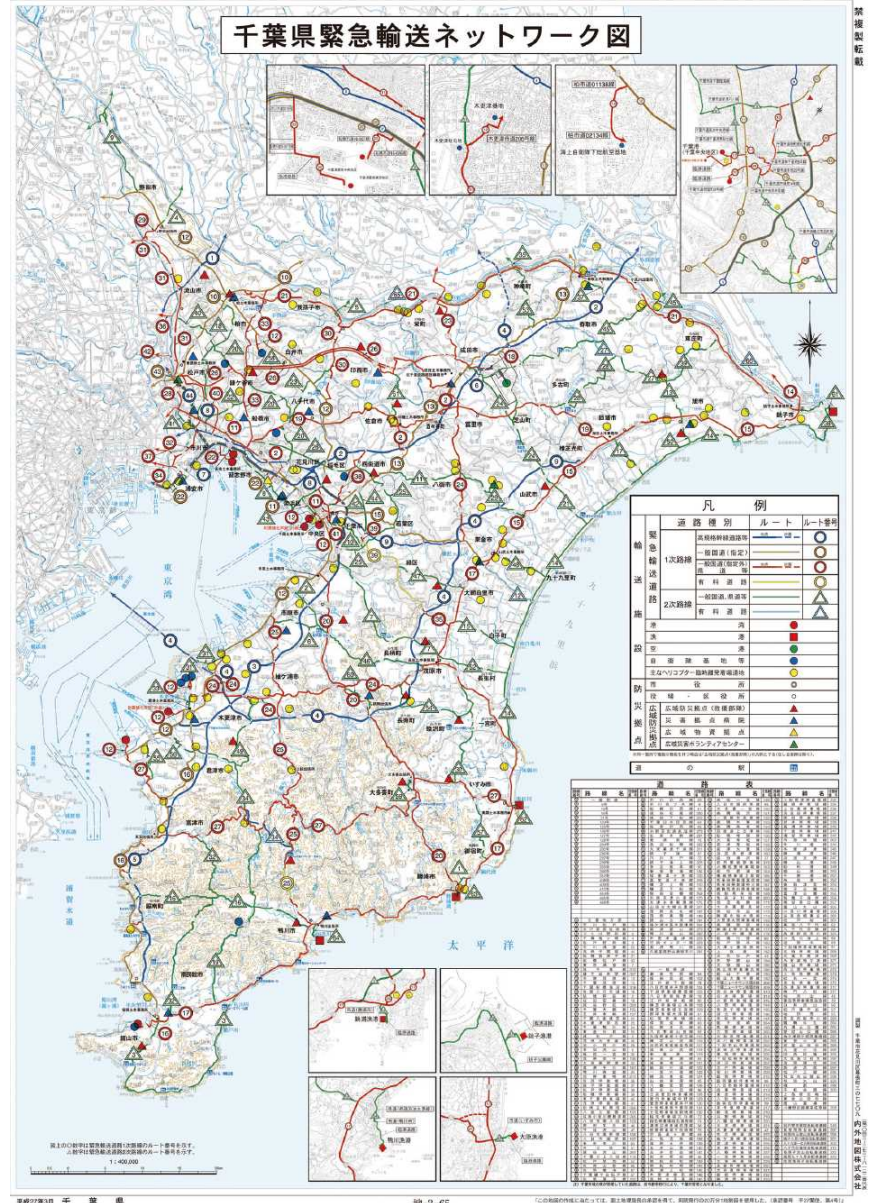
修正案	現行
<p align="center"><b>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</b></p>	<p align="center"><b>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</b></p>
<p>2 交通対策計画（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）</p>	<p>2 交通対策計画（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）</p>
<p>(3) 交通規制</p>	<p>(3) 交通規制</p>
<p>カ 海上保安部（署）の海上交通規制</p>	<p>カ 海上保安部（署）の海上交通規制</p>
<p>(ア) 港内及び航路付近の障害物の状況及び船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。また、東京湾海上交通センターは海上交通情報の提供、航路管制及び巡視船艇により航路航行船舶の交通整理を実施するものとする。</p>	<p>(ア) 港内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、港内交通管制室による海上交通情報の提供、管制信号又は巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施するものとする。</p>
<p>3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）</p>	<p>3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）</p>
<p>(1) 在港船舶対策計画</p>	<p>(1) 在港船舶対策計画</p>
<p>イ 災害防止の方法</p>	<p>イ 災害防止の方法</p>
<p>(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）</p>	<p>(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）</p>
<p>a 台風等が千葉港及び木更津港に来襲し、災害の発生が予想されるときは、千葉港長及び木更津港長は「千葉港台風・津波等対策委員会」及び「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。</p>	<p>a 台風等が千葉港及び木更津港に来襲し、災害の発生が予想されるときは、千葉港長及び木更津港長は「千葉港台風・津波等対策委員会」及び「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。</p>
<p>(a) 第一警戒体制（荒天準備）</p>	<p>(a) 第一警戒体制（荒天準備）</p>
<p>台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近するおそれがあると判断された場合</p>	<p>台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近するおそれがあると判断された場合</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>④ 国際VHF（c h 1 6）を常時聴取する等、当庁との連絡手段を確保すること。</p>
<p>④ A I S搭載船及びV H F 装備船は、A I S・V H Fの作動状況を確認すること。</p>	<p>⑤ A I S搭載船舶はA I S常時作動を維持すること。</p>
<p>(削除)</p>	<p>⑥ 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。</p>
<p>⑤ (略)</p>	<p>⑦ (略)</p>
<p>(b) 第二警戒体制（避難勧告）</p>	<p>(b) 第二警戒体制（避難勧告）</p>
<p>台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉県内湾が重大な影響を</p>	<p>台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉港が重大な影響を蒙る</p>

修正案	現行
<p>蒙ると判断した場合</p> <p>① <u>総トン数500トン以上の船舶は離岸又は離棧して万全の措置をとること。(但し、旅客が乗船中の客船等にあつては、この限りでない。)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>3 在港船舶対策計画 (県土整備部、農林水産部)</p> <p>(1) 在港船舶対策計画</p> <p>イ 災害防止の方法</p> <p>(イ) 台風対策 (千葉港、木更津港)</p> <p>b 在港船舶に対する避難勧告</p> <p>(b) 勧告の周知</p> <p>⑤ <u>「沿岸域情報提供システム (海の安全情報) への掲載」</u>  <u>……インターネット</u></p>	<p>と判断した場合</p> <p>① <u>500総トン以上の船舶は離岸又は離棧して万全の措置をとること。(但し、旅客が乗船中の客船等にあつては、この限りでない。)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>管制対象船並びにパイロット要請船舶は避泊後速やかに避泊位置を港長に通報すること。(千葉港)</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>3 在港船舶対策計画 (県土整備部、農林水産部)</p> <p>(1) 在港船舶対策計画</p> <p>イ 災害防止の方法</p> <p>(イ) 台風対策 (千葉港、木更津港)</p> <p>b 在港船舶に対する避難勧告</p> <p>(b) 勧告の周知</p> <p>⑤ <u>「千葉港における海上保安部港内交通管制室からの周知」</u>  <u>……AISメッセージにより周知する。</u></p>

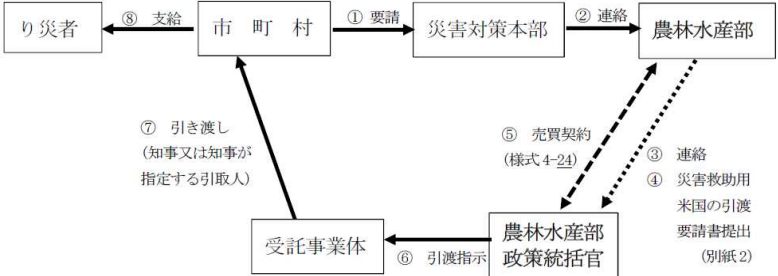
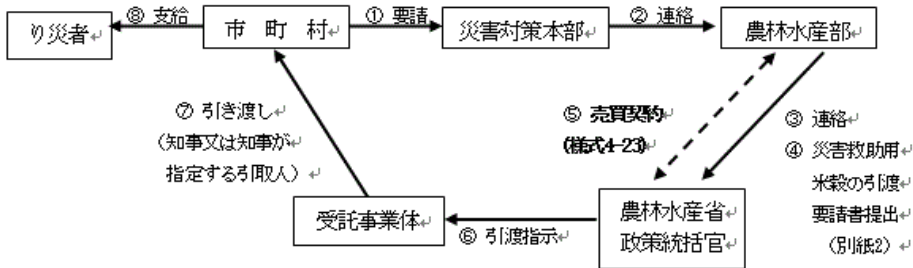
修正案

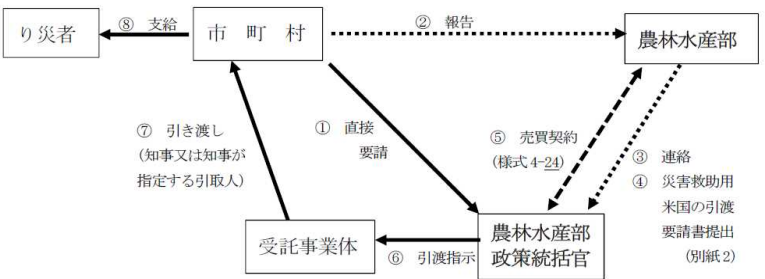
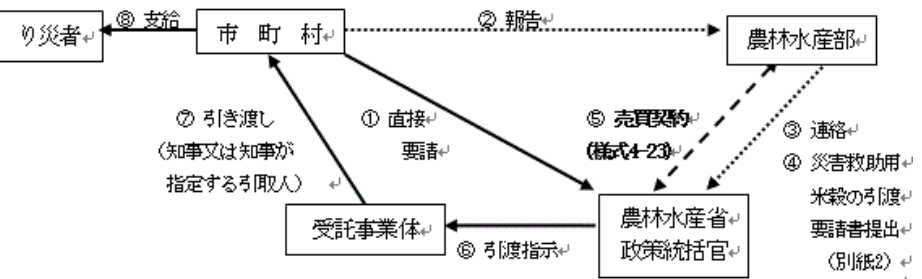


現行



修正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第8節 救援物資供給活動</b></p> <p>災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p> <p>なお、県からの救援物資の供給支援は、<u>市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。</u></p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、<u>企業局</u>、市町村）</p> <p>（1）実施機関</p> <p>エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜資料編 1－13 千葉県水道災害相互応援協定＞</p> <p><u>オ 水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜資料編 1－13 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞</p> <p>（4）県営水道の応急給水</p> <p>ア 飲料水の確保</p> <p>一人1日の最低水量を3リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。</p> <p>応急給水用の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万m<sup>3</sup>のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万m<sup>3</sup>の貯留水を充てるほか、予備水源である<u>県企業局</u>の井戸を活用する。</p> <p>イ 給水方法</p> <p>（ア）浄・給水場等での拠点給水</p> <p>19箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により（削除）住民への応急給水を行う。</p> <p>ウ 広報</p> <p>発災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み等について、<u>県企業局</u>ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 救援物資供給活動</b></p> <p>災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p> <p>なお、県からの救援物資の供給支援は、<u>被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。</u></p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、<u>水道局</u>、市町村）</p> <p>（1）実施機関</p> <p>エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜資料編 1－13 千葉県水道災害相互応援協定＞</p> <p>（4）県営水道の応急給水</p> <p>ア 飲料水の確保</p> <p>一人1日の最低水量を3リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。</p> <p>応急給水用の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万m<sup>3</sup>のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万m<sup>3</sup>の貯留水を充てるほか、予備水源である<u>県水道局</u>の井戸を活用する。</p> <p>イ 給水方法</p> <p>（ア）浄・給水場等での拠点給水</p> <p>19箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により<u>給水車等への注水及び住民への応急給水を行う。</u></p> <p>ウ 広報</p> <p>発災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み等について、<u>県水道局</u>ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。</p>

修正案	現行
<p>2 食料・生活必需物資等の供給体制</p> <p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。</p> <p>(1) 救援物資の確保</p> <p>ウ 国・他都道府県からの調達</p> <p>(略)</p> <p>&lt;資料編 1-13 九都県市災害時相互応援等に関する協定&gt;</p> <p>(略)</p> <p>&lt;資料編 1-13 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定&gt;</p> <p>(2) 政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要するときは、(中略)なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、<u>精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。</u></p> <p>&lt;資料編 6-9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式&gt;</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>図1 政府所有米穀の受渡し系統図</p> <p>被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約(様式4-24)を締結する。</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合</p> 	<p>2 食料・生活必需物資等の供給体制</p> <p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。</p> <p>(1) 救援物資の確保</p> <p>ウ 国・他都道府県からの調達</p> <p>(略)</p> <p>&lt;資料編 1-13 九都県市災害時相互応援に関する協定&gt;</p> <p>(略)</p> <p>&lt;資料編 1-13 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定&gt;</p> <p>(2) 政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要するときは、(中略)なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、<u>米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</u></p> <p>&lt;資料編 6-9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式&gt;</p> <p>&lt;資料編 6-10 精米能力調査表&gt;</p> <p>図1 政府所有米穀の受渡し系統図</p> <p>被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約(様式4-23)を締結する。</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合</p> 

修正案	現行
<p>II 市町村が直接要請する場合 市町村が直接、農林水産省政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。</p>  <p>(3) 救援物資の供給体制の確保 県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。 イ 拠点等の確保 県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。</p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部） (1) 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。 &lt;資料編1-13 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書&gt; (2) 県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、県内の個々の要請案件を「燃料調達シート」の様式に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。 (削除) (3) 県は、緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備</p>	<p>II 市町村が直接、要請した場合 市町村が直接、農林水産省政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。</p>  <p>(3) 救援物資の供給体制の確保 県は、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。 イ 拠点等の確保 県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。</p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部） 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。 &lt;資料編1-13 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書&gt; また、県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、県内の個々の要請案件を「燃料調達シート」の様式に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。 &lt;資料編1-13 燃料調達シート&gt; さらに、緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や</p>



修正案	現行
<p>や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</p> <p>&lt;資料編 1-13 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書&gt;</p> <p>(4) 県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。</p>	<p>搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</p> <p>&lt;資料編 1-13 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書&gt;</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 9 節 広域応援の要請及び県外支援</b></p> <p>2 他都道府県等に対する応援要請</p> <p>(1) 九都県市災害時相互応援等に関する協定</p> <p>九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「域内応援マニュアル」により広域応援を行う。</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</p> <p>上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。</p> <p>&lt;資料編 1-13 九都県市災害時相互応援等に関する協定&gt;</p> <p>&lt;資料編 1-13 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定&gt;</p> <p>&lt;資料編 1-13 震災時等の相互応援に関する協定&gt;</p> <p>&lt;資料編 1-13 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定&gt;</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）</p> <p>大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 9 節 広域応援の要請及び県外支援</b></p> <p>2 他都道府県等に対する応援要請</p> <p>(1) 九都県市災害時相互応援に関する協定</p> <p>九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「域内応援マニュアル」により広域応援を行う。</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</p> <p>上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。</p> <p>&lt;資料編 1-13 九都県市災害時相互応援に関する協定&gt;</p> <p>&lt;資料編 1-13 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定&gt;</p> <p>&lt;資料編 1-13 震災時等の相互応援に関する協定&gt;</p> <p>&lt;資料編 1-13 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定&gt;</p> <p>3 千葉県大規模災害時における応援受入計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）</p> <p>大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時における応援受入計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p>

修正案

(2) 医療救護

広域防災拠点（災害拠点病院等） 27施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター	航空搬送拠点
	東京歯科大学市川総合病院	
	順天堂大学医学部附属浦安病院	
	松戸市立総合医療センター	
	東京慈恵会医科大学附属柏病院	
	東京女子医科大学附属八千代医療センター	
	東京ベイ・浦安市川医療センター	
	千葉県済生会習志野病院	
	千葉西総合病院	
海上自衛隊下総航空基地		
千葉中央ゾーン	県救急医療センター	
	千葉大学医学部附属病院	
	千葉市立海浜病院	
	国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター	
	帝京大学ちば総合医療センター	
	千葉労災病院 君津中央病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	広域災害医療拠点

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続きについては、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

(6) 人的応援・受援

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資

現行

(2) 医療救護

広域防災拠点（災害拠点病院等） 25施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター	航空搬送拠点
	東京歯科大学市川総合病院	
	順天堂大学医学部附属浦安病院	
	国保松戸市立病院	
	東京慈恵会医科大学附属柏病院	
	東京女子医科大学附属八千代医療センター	
	東京ベイ・浦安市川医療センター	
	海上自衛隊下総航空基地	
千葉中央ゾーン	県救急医療センター	
	千葉大学医学部附属病院	
	千葉市立海浜病院	
	千葉市立青葉 国立病院機構千葉医療センター	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター	
	帝京大学ちば総合医療センター	
	君津中央病院 千葉労災病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院	広域災害医療拠点
	日本医科大学千葉北総病院	
	県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続きについては、千葉県大規模災害時における応援受入計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

(新設)

修正案	現行
<p>の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、以下のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるように努める。</p> <p>ア 県応援職員の派遣調整</p> <p>イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整</p> <p>ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく、国への応援要請</p>	
<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部）</p> <p>(1) 情報連絡員の派遣について</p> <p>県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</p> <p>その他、必要な事項については、情報連絡員業務要領の定めによるものとする。</p> <p>(2) 物的支援について</p> <p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</p>	<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部）</p> <p>知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。特に、東日本大震災及び熊本地震の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。また、市町村から職員派遣の要請がある場合または市町村が災害対応能力を喪失したと認められる場合における、県職員の派遣による災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等の人的支援措置をあらかじめ定めるものとする。</p>
<p>10 水道事業者等の相互応援（総合企画部、(削除)、企業局）</p> <p>水道事業者等は、応急措置を実施するため他の事業者等の応援を求めようとするときは、県内水道事業者等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。</p> <p>県は水道事業者等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業者等に応援要請を行うとともに、水道業者への応援要請の必要があるときは一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。</p>	<p>10 水道事業者等の相互応援（総合企画部、県土整備部、水道局）</p> <p>水道事業者等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。</p> <p>また、下水道についても、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水</p>

修正案	現行
<p>＜資料編 1－13 千葉県水道災害相互応援協定＞  <u>＜資料編 1－13 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞</u></p>	<p><u>道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。</u>          ＜資料編 1－13 千葉県水道災害相互応援協定＞  <u>＜資料編 1－13 災害時における応急対策の協力に関する協定書＞</u>  <u>＜資料編 1－13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞</u></p>
<p>11 下水道施設に係る災害時支援（<u>県土整備部</u>）  <u>下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「災害・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。</u>  <u>＜資料編 1－13 災害時における応急対策の協力に関する協定書＞</u>  <u>＜資料編 1－13 災害・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定＞</u>  <u>＜資料編 1－13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞</u></p>	
<p>12 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、<u>企業局</u>）          13 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、<u>企業局</u>）          14 （略）</p>	<p>11 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、<u>水道局</u>）          12 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、<u>水道局</u>）          13 （略）</p>
<p>15 （略）</p>	<p>14 （略）</p>
<p>16 県外被災県等への支援（防災危機管理部、総務部、総合企画部、健康福祉部、<u>県土整備部</u>、<u>企業局</u>、教育庁）          （1）人材支援          ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）          イ 保健師チームの派遣          ウ スクールカウンセラー等の派遣          エ 被災宅地応急危険度判定士の派遣          オ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</p>	<p>15 県外被災県等への支援（防災危機管理部、総務部、総合企画部、健康福祉部、<u>県土整備部</u>、<u>水道局</u>、教育庁）          （1）人材支援          ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）          イ 保健師チームの派遣          ウ スクールカウンセラー等の派遣          エ 被災宅地応急危険度判定士の派遣          オ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</p>

修正案	現行
<p>企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。</p> <p>カ 職員の派遣</p> <p><u>上記のほか、既存の応援調整の仕組みによらない職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。</u></p>	<p>水道局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。</p> <p>カ 職員の派遣</p>
<p style="text-align: center;"><b>第10節 自衛隊への災害派遣要請</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第10節 自衛隊への災害派遣要請</b></p>
<p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部、市町村）</p> <p>（2）知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣</p> <p>カ <u>大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。</u></p>	<p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部、市町村）</p> <p>（2）知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣（新設）</p>
<p>3 災害派遣要請の手続等</p> <p>（2）要請手続</p> <p>イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉隊区担当部隊長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。</p>	<p>3 災害派遣要請の手続等</p> <p>（2）要請手続</p> <p>イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第12節 帰宅困難者等対策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 帰宅困難者等対策</b></p>
<p>4 帰宅困難者等への情報提供（防災危機管理部、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、<u>防災ポータルサイト</u>、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討する。</p>	<p>4 帰宅困難者等への情報提供（防災危機管理部、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物対策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物対策</b></p>
<p>4 死体の搜索処理等</p> <p>（4）その他</p>	<p>4 死体の搜索処理等</p> <p>（4）その他</p>

修正案	現行
<p>イ 海上保安部（署）における計画 （イ）必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、<u>捜索に当たる。</u></p> <p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部） （1）災害廃棄物処理 県は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「<u>県計画</u>」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、市町村における<u>災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</u></p> <p>イ 廃棄物の収集、処理 （ウ）発生量の推計方法 各市町村において、原則として対策指針又は<u>県計画</u>で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。 （エ）一時集積場所の確保 膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は<u>県計画</u>で定めた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。 （オ）（略） <u>（カ）災害廃棄物に関する啓発・広報</u> 各市町村において、住民やNPO・ボランティア等に対して、<u>災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。</u></p> <p>（4）健康被害の防止対策（千葉労働局） 平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベストばく露防止措置の徹底を図るよう事業者<sup>に</sup>指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。</p>	<p>イ 海上保安部（署）における計画 （イ）必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、<u>捜索に当る。</u></p> <p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部） （1）災害廃棄物処理 県は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「<u>策定指針</u>」という。）及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、市町村における<u>災害廃棄物処理マニュアルの策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</u></p> <p>イ 廃棄物の収集、処理 （ウ）発生量の推計方法 各市町村において、原則として対策指針又は<u>策定指針</u>で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。 （エ）一時集積場所の確保 膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は<u>策定指針</u>で定めた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。 （オ）（略） （新設）</p> <p>（4）健康被害の防止対策（千葉労働局） 平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト<u>暴露</u>防止措置の徹底を図るよう事業者<sup>に</sup>指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。</p>

修正案	現行
<p align="center"><b>第 1 4 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</b></p>	<p align="center"><b>第 1 4 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</b></p>
<p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の建設は、市町村長が行うものとする。  <u>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、救助実施市以外の市町村の長は知事を補助するものとする。</u>  <u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生市町村の長が行うこととすることができる。</u></p> <p>2 住宅の応急修理計画</p> <p>（2）実施機関</p> <p>ア 被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、救助実施市以外の市町村の長は知事を補助するものとする。  <u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生市町村の長が行うこととすることができる。</u></p> <p>5 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）</p> <p>市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。</u>  <u>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。</u>  <u>また、被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</u>  <u>市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p>	<p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の建設は、市町村長が行うものとする。  <u>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</u>  <u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>2 住宅の応急修理計画</p> <p>（2）実施機関</p> <p>ア 被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。  <u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>5 罹災証明書の交付体制の確立</p> <p>市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。  <u>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。</u></p> <p>（新設）</p>

修正案	現行
<p>(削除) 県は、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 15 節 ライフライン関連施設等の応急復旧</b></p> <p>1 水道施設災害対策計画（総合企画部、<u>企業局</u>）  災害時において、水道事業体は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。  なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う<u>とともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。</u></p> <p>(3) 県営水道の応急復旧  ウ 応急復旧資機材の確保  <u>県企業局</u>の保有資機材で対処する。  なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業体から調達する。  <u>県企業局</u>で備蓄する配管材料は、浄水場等へ分散して備蓄する。</p> <p>7 KDDI（株）の通信施設災害対策計画  KDDI（株）では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び<u>現地</u>対策室を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。  災害の発生時には、<u>局舎</u>の点検をするとともに、<u>基地局</u>の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。  通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般県民を対象に<u>災害用伝言板サービス</u>及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。</p>	<p>また、県は、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 15 節 ライフライン関連施設等の応急復旧</b></p> <p>1 水道施設災害対策計画（総合企画部、<u>水道局</u>）  災害時において、水道事業体は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。  なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(3) 県営水道の応急復旧  ウ 応急復旧資機材の確保  <u>県水道局</u>の保有資機材で対処する。  なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業体から調達する。  <u>県水道局</u>で備蓄する配管材料は、浄水場等へ分散して備蓄する。</p> <p>7 KDDI（株）の通信施設災害対策計画  KDDI（株）では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。  災害の発生時には、<u>局社</u>の点検をするとともに、<u>中継局</u>の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。  通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般県民を対象に<u>災害伝言版サービス</u>による安否情報の伝達に協力する。</p>



修正案	現行
<p>10 工業用水道の応急復旧  (5) 応急復旧資機材の確保  基本的に<u>企業局工業用水部</u>の保有資機材で対処するものとし、部内の各事務所で分散して備蓄する。</p>	<p>10 工業用水道の応急復旧  (5) 応急復旧資機材の確保  基本的に<u>水道局・工業用水部</u>の保有資機材で対処するものとし、部内の各事務所で分散して備蓄する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第16節 ボランティアの協力</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 ボランティアの協力</b></p>
<p>(略)  また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u>  <u>その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>	<p>(略)  また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、<u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</u></p>
<p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）  (2) 県災害ボランティアセンター  (略)  (県災害ボランティアセンター連絡会)  構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など<u>17</u>団体</p>	<p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）  (2) 県災害ボランティアセンター  (略)  (県災害ボランティアセンター連絡会)  構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など<u>14</u>団体</p>
<p>2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）  ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。  (1) 専門分野  ア (略)  (削除)</p>	<p>2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）  ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。  (1) 専門分野  ア (略)  イ <u>被災建築物応急危険度判定</u></p>

修正案	現行																		
イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略)	ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略)																		
5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）	5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）																		
(1) 県担当部局による登録	(1) 県担当部局による登録																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部障害者福祉推進課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	(略)	(略)	(略)	障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部障害福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	(略)	(略)	(略)	障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
活動分野	個人・団体	県受付窓口																	
(略)	(略)	(略)																	
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課																	
活動分野	個人・団体	県受付窓口																	
(略)	(略)	(略)																	
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課																	
8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画	8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画																		
<table border="1"> <tr> <td>防災ボランティア登録説明会</td> <td>新規登録者</td> <td>防災ボランティアの概要等</td> </tr> </table>	防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等	<table border="1"> <tr> <td>防災ボランティア一般説明会</td> <td>新規登録者</td> <td>防災ボランティアの概要等</td> </tr> </table>	防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等												
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等																	
防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等																	
<b>第4章 災害復旧計画</b>	<b>第4章 災害復旧計画</b>																		
<b>第1節 被災者生活安定のための支援</b>	<b>第1節 被災者生活安定のための支援</b>																		
1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略) 県は、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。	1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略) 県は、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する																		
2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村） (5) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書	2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村） (5) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受																		

修正案	現行
<p>を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）</p>	<p>理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。）</p>
<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村） （3）貸付条件 ア 貸付期間 10年（据置期間を含む） イ 据置期間 3年（特別な場合5年） ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子） エ 保証人 連帯保証人になること （4）償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</p>	<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村） （3）貸付条件 ア 貸付期間 10年（据置期間を含む） イ 据置期間 3年（特別な場合5年） ウ 利子 年3%（据置期間中は無利子） エ 保証人 連帯保証人になること （4）償還方法 年賦償還又は半年賦償還</p>
<p>11 中小企業への融資（商工労働部） 経営安定資金の融資対策を講じる。 （1）市町村認定枠 オ 融資利率 年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。） （2）一般枠 オ 融資利率 年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。） （3）高度化融資（災害復旧貸付）</p>	<p>11 中小企業への融資（商工労働部） 経営安定資金の融資対策を講じる。 （1）市町村認定枠 オ 融資利率 年1.4%～2.0%（融資期間により異なる。） （2）市町村認定以外枠 オ 融資利率 年1.7%～2.3%（融資期間により異なる。） （新設）</p>
<p><u>既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用</u> ア 貸付期間 最長20年（うち据置期間3年以内） イ 貸付金利 無利子 ウ 貸付割合 貸付対象事業費の90%以内</p>	
<p>12 農林漁業者への融資（農林水産部）</p>	<p>12 農林漁業者への融資（農林水産部）</p>
<p>平成31年4月1日現在</p>	<p>平成26年10月1日現在</p>

修正案					現行						
貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間		
天災資金	3.0%以内資金	(略)	(略)	(略)	天災資金	3.0%以内資金	(略)	(略)	(略)		
	5.5%以内資金	(略)	(略)	(略)		5.5%以内資金	(略)	(略)	(略)		
	6.5%以内資金	(略)	(略)	(略)			6.5%以内資金	(略)	(略)	(略)	
県単農業災害対策資金	経営安定資金	(略)	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成30年の適用例0%)	5年以内	県単農業災害対策資金		経営安定資金	(略)	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)
	施設復旧資金	(略)	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成30年の適用例0%)	6年以内 (据置2年以内)		施設復旧資金	(略)	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)

修正案						現行					
貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
単 漁 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	(略)	被害認定額の 80% 以内で 300 万円以下	災害の都度決定 (平成 29 年の適用例 0%)	5 年以内	単 漁 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	(略)	被害認定額の 80% 以内で 300 万円以下	災害の都度決定 (平成 25 年の適用例 0.5%)	5 年以内
	施設復旧資金	(略)	被害認定額の 80% 以内で 500 万円以下	災害の都度決定 (平成 29 年の適用例 0%)	6 年以内 (据置 2 年以内)		施設復旧資金	(略)	被害認定額の 80% 以内で 500 万円以下	災害の都度決定 (平成 25 年の適用例 0.5%)	6 年以内 (据置 2 年以内)
株 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	株 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)						
	(略)	(略)	(略)		(略)						
	(略)	(略)	(略)		(略)						
	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)						
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1 隻当たり 4 億 5 千万円 (特認 11 億) 又は、借入者負担額の 80% 以内のいずれか低い額	12 年 (据置 2 年以内)							

修正案					現行						
貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
株 日本政策金融公庫資金	農林漁業 施設資金 (主務大臣 指定施設)	農業施設、林業施設、 水産施設の復旧、果 樹の改植又は補植	1 施設当たり 300 万円 (特認 600 万円、 漁船 1,000 万円 ～11 億円) 又は負担する額 の 80%のいずれ か低い額	(略)	(略)	株 日本政策金融公庫資金	農林漁業 施設資金 (主務大臣 指定施設)	農業施設、林業施設、 水産施設の復旧、果 樹の改植又は補植	1 施設当たり 300 万円 (特認 600 万 円、漁船 1,000 万円) 又は負担する 額の 80%のい ずれか低い額	(略)	(略)
	(共同利 用施設)	農業施設、林業施設、 水産施設、等共同利 用施設の復旧	80%以内		(共同利 用施設)		農業施設、林業施設、 水産施設、等共同利 用施設の復旧	80%以内			

## 第 2 節 ライフライン関連施設等の復旧計画

- 1 水道施設 (総合企画部、企業局)
- 6 工業用水道施設 (企業局)

### 第 3 節 激甚災害の指定

- 1 激甚災害に関する調査 (防災危機管理部、農林水産部、県土整備部)
  - (1) 県
    - ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるとされる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
    - イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

## 第 2 節 ライフライン関連施設等の復旧計画

- 1 水道施設 (総合企画部、水道局)
- 6 工業用水道施設 (水道局)

### 第 3 節 激甚災害の指定

- 1 激甚災害に関する調査 (防災危機管理部、農林水産部、県土整備部)
  - (1) 県
    - ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるとされる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
    - イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

修正案	現行
<p>ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめる。 (略)</p> <p>2 特別財政援助額の交付手続き等 (2) 市町村 市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: right;"><u>(削除)</u></p>	<p>ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、<u>庁議に付議するものとする。</u> (略)</p> <p>2 特別財政援助額の交付手続き等 (2) 市町村 市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: right;"><u>&lt;資料編1-11 千葉県災害復旧対策本部設置要綱&gt;</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第4節 災害復興</b></p> <p>3 想定される復興準備計画 (1) 暮らしの復興 (略) また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（<u>心的外傷後ストレス障</u> <u>(PostTraumatic Stress Disorder)</u>）等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。</p> <p>4 復興対策の研究、検討 今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。<u>また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 災害復興</b></p> <p>3 想定される復興準備計画 (1) 暮らしの復興 (略) また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。</p> <p>4 復興対策の研究、検討 今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。</p>